

第 8 回
旧町時代における
未処理金調査特別委員会

平成 3 0 年 8 月 2 3 日

葛 城 市 議 会

7. 調 査 案 件

- (1) 証人の補助者の取扱いについて
- (2) 証人尋問について

開 会 午前9時30分

下村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより旧町時代における未処理金調査特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。きょうは第8回目の百条委員会、議場で開会いたしております。では、証人の方々にいろいろ質問させていただきたいと思っております。ちょっと台風のかげんもありますので、ちょっと途中でどうなるかわかりませんが、きょう、あす、予定いたしておりますので、よろしく願い申し上げます。

委員各位におかれましては、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、ご起立の上、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

なお、報道関係者から写真、テレビ等の撮影の申し出が出ております。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議場内の撮影を許可することを決定いたします。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件(1)証人の補助者の取扱いについてを議題といたします。

証人尋問中における補助者の守るべき事項については、これまでの協議会でご協議いただいておりますので、この際、私から、その内容について申し上げさせていただきます。

1、補助者は法律の専門家(例えば弁護士)または学識経験者などとし、証人1人につき1名とする。

2、証人は補助者をつける場合には、事前に委員長に申し出て許可を得る。

3、補助者は証人の隣席ではなく後方席とする。

4、補助者は証人ではないので、発言を認めない。

5、証人が補助者の協力を求めたいときは、その都度、委員長の許可を得ることとする。

6、補助者は、証人が委員長の許可を得て助力を求めた場合は証人に助力することができ、自分の方から証人に対し、助言することはできない。

7、補助者の証人に対する助言は口頭で行うこととする。

8、補助者が補助の範囲を超えたときは、委員長は注意し、なおも範囲を超えるときは、許可を取り消すことができる。

9、補助者については費用弁償の対象としない。

となっております。

お諮りいたします。

証人の補助者について、ただいま申し上げた取扱いとすることを委員会として決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

次に、調査案件（２）証人尋問についてを議題といたします。

本日、及びあすの２日間にかけて、お手元に配付のとおり、９名の方に証人として、ご出席いただき、証言をいただくことになっております。

ここで、証人尋問の方法について、お諮りをいたします。

これまでに実施した協議会におきまして、それぞれの証人に対し、委員各位から出された質問事項を取りまとめさせていただいております。それらの質問については、共通事項として、最初に、委員長であるわたくしから総括尋問としてお尋ねをさせていただいた後、最後に各委員からの補足尋問を許可いたしたいと思っておりますが、そのようにさせていただくことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

下村委員長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように委員会運営をさせていただきます。

それでは、まず、岡本吉司氏から証言をいただきたいと思っております。なお、岡本氏より、補助者を同席させたい旨、申し入れがございましたので、委員長として、これを許可しております。ご承知お祈りいたします。

それでは、入室いただきます。

（岡本証人入室）

下村委員長 お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。本委員会の調査のために、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができます。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、４親等内の血族、３親等内の姻族もしくは、証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害するべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理人、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上、知った事実であって黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

また、公務員または公務員であった者が、職務上の秘密に属する事項について尋問を受けるとき、その監督官庁の承認を得る前は、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく、証言を拒んだときは、６カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知おき願います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

宣誓書の朗読をお願いいたします。

岡本証人 宣誓。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事もつけ加えないことを誓います。

平成30年8月23日。

岡本吉司。

下村委員長 それでは、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(岡本証人署名捺印)

下村委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証人は、発言の際も着席のままで結構でございます。

また、証人は委員に対しては反論や質問することはできないこととなっておりますので、ご了承願います。ただし、尋問内容が不明確であり、それを明確にするための発言は認められております。

この際、委員各位に申し上げます。

本日は、当委員会に付託されました重要な問題について、証人から証言を求めるものでありますので、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないようご協力をお願いいたします。

委員の発言につきましては、証人の人権に十分留意されますよう、あわせてお願いいたします。また、証人への尋問は正当な理由がある場合を除き、次に述べる質問は制限をいたします。

1. 証人を侮辱し、または困惑させる質問。
2. 誘導尋問。
3. 既にした質問と重複する質問。
4. 争点に関係のない質問。
5. 意見の陳述を求める質問。
6. 証人が直接経験しなかった事実についての陳述を求める質問。

以上、ご留意の上ご発言ください。

ただいまより尋問に入ります。最初に人定尋問を行います。

まず、あなたは岡本吉司様ですか。

岡本証人 はい、そうです。

下村委員長 次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に確認事項記入票に記載いただいた内容のとおりですか。

岡本証人 はい、そうです。

下村委員長 それでは、これより証人から証言を求めたいと思います。

それでは、証人にお尋ねをいたします。

岡本証人 委員長、すみません。この前に議長宛てに報告書を出させてもうてますねけども、それを読ましてもらおうというわけにはいきませんか。

下村委員長 尋問ですから、それはできないということでございます。

まず、新町農道工事の外形的事実経過についてお尋ねいたします。

まず1番目に、今回の葛城市新町110番4の土地（北田氏所有）と111番2の土地（総田氏所有）、109番2の土地（新町土地改良区所有）というのは、一旦は平成18年度の補助事業で農道になる予定の土地だったのでしょうか。

岡本証人 そういうふうには聞いております。

下村委員長 平成18年度では農道がつくれなかったのでしょうか。

岡本証人 それは、その予定地に建物が立っておったということで、できなかったということを聞いております。

下村委員長 次に、平成26年度に110番4の土地と111番2と109番2の土地を含む農道をつくろう、という話が出てきたのですが、どういうきっかけでつくることになったのでしょうか。

岡本証人 私の聞いておりますところによりますと、大字新町のですね、計画として、今、問題になってる3筆の水路、あるいは土地の件につきましては、以前から正覚寺、今、南新町の区長の吉井区長さんの前の水路がですね、いつも大雨が降ったら水につかってしまうというようなことから、合併前から、今、県道御所香芝線、北花内の境界から順次計画をされて、村の方で順次やってこられたということでございます。

下村委員長 農道の土地は全部で何筆ありましたか。

岡本証人 農地が2筆と宅地が1筆です。

下村委員長 もう一度。

岡本証人 農地が2筆と宅地が1筆です。

(発言する者あり)

下村委員長 もう一度ちょっと聞きます。農地が3筆ですね。

岡本証人 2筆、宅地が1筆。

下村委員長 農地が2筆と宅地が1筆。

岡本証人 今、問題になってる土地のことですやろ。

下村委員長 はい。

(発言する者あり)

下村委員長 農道全体です。農道、今の農道工事の全体、全ての土地が何筆あったということを聞いてるんですけども。

岡本証人　そこまで僕は覚えておりません。延長が非常に長い関係で、何筆あったまでは覚えておりません。

下村委員長　覚えておられないということですね。

農道の敷地となる土地の所有権は、個人から市に移しますね。

岡本証人　はい。

下村委員長　それはご存じです、当然ね。

岡本証人　はい。

下村委員長　農道の敷地所有権を移すに際して、一般論として、市から所有者に対して代金の支払いはしますか。

岡本証人　それは、基本的には農道については無償ですけども、ケース・バイ・ケースで、以前にも有償でやってるところもあります。

下村委員長　以前に有償で、市から有償でお金を払ってるところもあるということですね。

あなたは、110番4の土地と、111番2の土地、109番2の3筆の土地の所有権を市に移すことについて、何か所有者に対する働きかけをしましたか。

岡本証人　特に働きかけはしておりません。

下村委員長　特にはしてないということですね。

あなたの報告書によりますと、あなたは111番の土地に設定されていた土地の永小作権登記の抹消に関与したということですが、このことについて詳しく説明していただきたいと思えます。

岡本証人　この件につきましては、新町の区長から話聞いておりますと、平成26年の5月ごろからですね、北田さん、あるいは総田さんと用地交渉に行かれておったということがあったらしいです。9月ごろにですね、南新町の区長ちゅうのは、総田さんの住所地の区長さんですんで、両区長さん寄って、交渉に行かれた。ところが、なかなか総田さんの方でうまくいかないという形の中でね、私の方に、総田さんに何とか話をできへんかということをおっしゃったんで、総田さんそこをお願いにまいりました。そうするとですね、今既に委員長からおっしゃるように、でき上がってる農道、既に使うてる農道、この登記がですね、芝君に再三言うても登記をしてくれないということになって、内容は何かって言うたら、内容ははっきり言われませんでしたけども、私は、後日、芝君にですね、なぜ、道路敷になってる土地が登記できてないかということをお聞きしました。芝君から明確な答えが返ってこなかった。そこでですね、登記簿謄本を上げるように私は言いました。登記簿謄本を見ますとですね、昭和3年ごろにですね、永小作権、権者はですね、新町の農事合名会社ですか、そこが永小作権の権利を持つてることがわかりました。そこでですね、私は、これは、戦前のことなんです、時効取得ができるやないかということをお芝君に申し上げました。そこでですね、芝君が、どうしたらええねんということになるから、私は、司法書士あるいは資格のある弁護士さんを通じてですね、仕事をやってもらったら抹消できますよというアドバイスをしております。

下村委員長　職員の芝氏にアドバイスをしたと。その後はもう何も、そこで一応この話は、その後何

かをしたということはないですか。

岡本証人 それから、芝君が、話をしますとですね、若井司法書士を連れてきて、一緒に来られて、抹消の内容を説明してくださいということがあったんで、私が若井司法書士に、こういうことの仕事をしないと抹消できませんよという話をした。そこで、芝君の方がですね、若井司法書士と契約をされて、その仕事を若井司法書士がしていただいたと。今現在は、抹消登記も全部できておるとい状態になっております。

下村委員長 今言われた若井司法書士さんですね、フルネームとか、どこの方とか、そんなんはご存じないですか。

岡本証人 そこまで言われたら、下の名前までは覚えてませんが、その報告書に書いてると思います。

下村委員長 報告書にはフルネームも書いてないし、若井司法書士と書いてるだけで……。

岡本証人 書類見てもええとおっしゃるのやったら、持ってますけど、フルネームの。

下村委員長 今ありますか。

岡本証人 見てええのやったら、見ますけど。

下村委員長 ちょっと見ていただいて。

岡本証人 すんません。ちょっと弁護士さんに答えてもらいますんで、よろしいですか。

下村委員長 ちょっとそれは。助言はよろしいですけども。

岡本証人 若井成仁。

下村委員長 漢字ちょっと、名前の方、ちょっと、シゲというのはどういう字。

岡本証人 成田空港の成、それから、にんべんに横二か、仁ちゅう字かな。

下村委員長 成という字ですね、シゲという字はね。

岡本証人 はい。

下村委員長 ヒトというのは、にんべんに二と書きますね。

岡本証人 数字の二。

下村委員長 それで若井成仁さんですね。

岡本証人 はい。

下村委員長 これは、どこの、事務所はどこでしたか。

岡本証人 桜井市。

下村委員長 桜井ですか。わかりました。

110番4の土地と、111番2の土地、109番2の土地の所有権は、無償で市に渡す、ということではまとまったのでしょうか。

岡本証人 済みません、ちょっともう一度。

下村委員長 先ほどの、110番4の土地と、111番2の土地、109番2の土地の所有権は、無償で市に移す、ということではまとまったのでしょうか。

岡本証人 最終は有償ということになってると思います。

下村委員長 土地が、最終的に有償になりましたね。その経過、何でそうなったかということを知ってるわけなんですけれど。

岡本証人 私が河合君から聞いているのは、新町の区長さんからですね、当初は無償でお願いをしておつたと。ところが、途中でですね、どうしても有償やないと交渉ができないということで、区長さんから河合君の方に申し出があったということは聞いております。

下村委員長 そのときの区長、新町の区長さんですね。

岡本証人 花内勉さんです。

下村委員長 岡本委員と花内勉さんですね。そのとき新町の区長さんと直接お話をされましたか。

岡本証人 この件ですか。

下村委員長 はい。

岡本証人 直接は話は、後ではしてますけども、今おっしゃる、いつの時点のことをおっしゃってるのか知りませんが、区長と、そんな私は土地のことで何回もやりとりしてるということはないです。

下村委員長 続いて、代金額についてはどのように決まったのでしょうか。

岡本証人 その分については、河合君の方から有償の話が出てきたんで、どうしたらええんかという話があったんで、もし、有償で購入をするということになればですね、土地の単価の設定については、役所の方でいつもやってますように、土地の鑑定書を入れてですね、鑑定金額を出しておかないかということ、私は言いました。その後においてですね、河合君から芝君に連絡あったかどうかは知りませんが、芝君から私に連絡があって、鑑定士をどういうふうにして選んだらええんかという電話も受けております。私は、役所の方で、建設課なり計画課の方で土地の買収をしてるから、そこから聞いたらどうですかという話はしております。その後ですね、10月の2日でしたか、日にちはあれですね、平成27年の1月ごろかもわかりません。ちょっと日にちははっきり覚えてませんが、勝田不動産鑑定士さんを連れてですね、この役場の面談室、5階の面談室で芝君と池原課長が来てですね、私に、鑑定士に対して、どういう仕事をするんか説明をせよということで、説明を私の方から鑑定士にさせてもらいました。その後ですね、役所と鑑定士の方で話をされて、そのときに、私は、たしか鑑定士さんに、今、即答は無理かもわかりませんが、大体どのくらいの金額ぐらいになりますかという話を聞きました。大体、この図面を見てたら、坪10万円ぐらいかなという話はされました。そのときに、私は、余りにも実勢単価と金額の開きがあるんじゃないか、もっと安くないんかという話を私にしました。そこで鑑定士は、いわくはですね、道の駅のときはどんどん上げてくれと言われたのに、岡本さんだけやないかと、そんな安うせえというのはどういうことやということ、言われたことも私は記憶に残っております。その後ですね、河合君に、鑑定結果はどうやということを聞きました。だから、河合君の方から、鑑定の評価金額が出てこないという話があったということでございます。

下村委員長 平成27年1月時点で、市はこれらの土地の代金を支払う予算を用意していましたか。

岡本証人 それは、河合君に聞いてもらったら結構やと思います。

下村委員長 岡本氏は、予算があったかどうかということは認識されていなかった、全然知らなかったということですね。

岡本証人 議員である以上、知らんとは言えませんのでね、ですけど、詳しいことは河合君に聞いて

もらった方がはっきりすると思います。

下村委員長 端的にちょっと聞きたいと思うんです。同じようなことなんですけれども、市の方で、今言いました予算が用意されていたのかどうか、その時点で岡本氏は知っていたのか、知らなかったのかと。

岡本証人 そこまで私も予算も見てなかったんで、その当時はね、せやから、河合君に聞いてくださいという話をしてるだけです。

下村委員長 ということは、知らなかったということですか。

岡本証人 知らんということを言えませんやろ、議員として予算見てんねんから。

下村委員長 農道敷地の代金の支払いは、どうすることにしたのですか。

岡本証人 この分についてはですね、先ほど言いましたように、河合君の方から、鑑定士さんの結果が出てこないということですね、どういうふうにして単価を決めたらええんかという相談も受けました。ですから、私は、固定資産の評価額、これをもとにして計算できる。ですから、これは建設課の方で計算式を聞いていただいたら、その計算式で計算せざるを得んの違うんかという助言はいたしております。

下村委員長 こちらが聞いているのとちょっと違う点があるんですけども、今、農道敷地の代金は、市の方のどこから払うように、出金してもらおうようにしたということを知りたいんですけども。

岡本証人 今説明してますようにね、河合君の方から、有償でお願いしたいということを知りたいことを新町の花内区長から申し出されてるわけです。それで、有償やということになったらどうしたらええんかということやから、鑑定士を入れなければいけませんよ、金額は我々で確定するわけにいけませんよという流れで来てるわけですよ。それから、今、委員長がおっしゃるように、予算がどうのこうのとおっしゃるけども、結局その後においてですね、河合君の方から、予算の中にないから、このお金を未処理金の方ですね、何とかできへんやろかという話があったから、私は、勝手にできませんよということですね、元の吉川市長なり生野収入役、あるいは河合部長、私も入れてですね、相談をせないかんという回答をして、最終的には、その結果的ですね、水路の用地、農道の用地ということで公共性があるんで、やむを得んなどという結論出ていった。ただ、このとき、なぜ結論が出たかという、先ほど言いましたように、正覚寺の前、吉井区長の前、非常に大雨が降ると水つくと、緊急を要するということですね、新町の方としても、本当に長年の道路の願いであった。ですから、田植えまでに、6月までに工事を完了せないかんということであってですね、すぐに補正予算も組むわけにいかんということの話の中で、相談を受けて、吉川市長なり生野収入役、私、河合君、皆行政経験があるわけですから、緊急にする必要があるという判断の中で、未処理金から処理をするという形になっていったということが経緯であるわけでございます。

下村委員長 岡本氏が農道のね、代金といいますか、それを用意されていないと、市の予算として用意されていないということを知ったのはいつでしたか。

岡本証人 せやから、今、河合君が、そういう話が出てきたから、予算がないということを理解したわけですよ。

下村委員長 いつごろでしたか、わかりませんか。

岡本証人 セヤから、1月の中時分か末ごろやったと思いますよ、平成27年の。

下村委員長 先ほど言いました、勝田不動産さんと面談する以前か、その後か、わかりますか。

岡本証人 そのずっと後ですよ。

下村委員長 後ですか。わかりました。勝田さんの不動産の事務所とフルネームですね。わかりますか。

岡本証人 ちょっとコピーで見えづらいんですけども、櫃原市新賀町201の2やと思うんです。仲川ビルが住所です。名前は、勝田不動産鑑定所、代表、勝田耕次ですね。

下村委員長 先ほど、農道整備が、それより以前に、私は全然知りませんが、有償でそういうことが、農道の整備するのに有償で地権者にお金を払ってやった例といいますか、過去にあるということをちょっと先ほど言われましたので、それは、どことか、いつごろどこでとかいうのはわかりますか。

岡本証人 それは、私が言うんですか。

下村委員長 わかれば。

岡本証人 今、農道の話が出てますけども、農林課、あるいは建設課ですけども、基本的には、地元要望は無償提供というのが基本になっておると思います。しかし、やむを得ん場合、あるいは、いろんな諸事情の中です、水路工事であったり、池の工事であったり、そういうことには有償でされてるよということ言うてるわけで、調べてもうたらわかると思いますけども、例えば、平成24年ごろやったと思いますけども、平岡水路も出てると思います。あるいは、平成26年ごろにはですね、野田池です、兵家になるのかな。そのため池の用地、これも出ておる。ですから、今、農道ということで絞られてますけど、農道だけやなしにほかの事業であっても、基本的には無償提供になってる分の中です、そういう、今言うてるように、有償で支出した経緯はありますよということ言うてるわけです。

下村委員長 さっきから聞いているのは、農道ということに限定して今は聞いているわけで、過去に農道に対して市が予算を組んで支払ってるということがあれば、それを教えてほしいということなんですけれども、わからなければよろしいです。

岡本証人 それはありましたけども、そこまで私、覚えておりませんのでね。

下村委員長 番地もわかりませんか、それでは。

岡本証人 そこまで覚えてませんよ。

下村委員長 次に、代金をあなたが農協忍海支店口座で管理していた未処理金から出すことにすることを決めたのは、誰がどのようにして決められましたか。

岡本証人 先ほど説明しましたように、河合君の方から私にそういう話があって、吉川元市長、生野収入役、河合部長、私と寄って、その話を決めさせてもらったということです。

下村委員長 新町農道の敷地のうち、ほかの土地は無償提供なのですが、この3筆の土地だけお金を出すことにしたのはどうしてでしょうか。

岡本証人 これは、大字新町区が市の方に要望されたということで、私は、その内容は詳しいことわかりません。

下村委員長 有償になったのはこの3筆、先ほどから言っていました110番の4と、111番の2、109番の2だけなんですけれども、これ以外の土地で有償にしてほしいとかいう要望は全くなかったわけですか。

岡本証人 私は聞いておりません。

下村委員長 次に、契約書作成の経緯についてお尋ねいたします。

市と110番4の土地、111番2の土地、109番2の土地の各所有者との間で売買契約書が存在することはご存じでございますか。

岡本証人 はい、知ってます。

下村委員長 いずれの契約書も代金額以外は同じ内容なのですが、これはどのようにして作成されたものでしょうか。

岡本証人 私はかかわっておりませんのでわかりませんが、契約書を見る限りは、おそらく建設課の契約書を使われたのではないかなというふうに思っております。

下村委員長 誰がどのようにしてということはご存じないということですね。

岡本証人 私は全て河合君から依頼を受けてるわけで、私はその契約書に関与してということはないです。

下村委員長 あなたは、市は、この代金を支払う予算をとっていないですよ、という話は芝さんから聞いておりますか。

岡本証人 芝さんとはそういう話はしておりません。

下村委員長 3通の契約書には当時の山下市長の名前がありますが、山下市長はこの契約書の作成を知っていたのでしょうか。

岡本証人 私はわかりません。

下村委員長 あなたの報告書によると、あなたは3筆の土地所有者に対して、売買契約書と登記関係書類を渡して署名捺印してもらっているのですね。

岡本証人 私は行きました。

下村委員長 あなたが行った売買契約書と登記関係書類の署名捺印、受け渡しのことについて、詳しく説明していただきたいと思います。

岡本証人 私は、この件について、河合君の方からですね、契約書、請求書、登記承諾書、この分については役所の方でちゃんとするから、岡本さん行ってくれるかという話がありました。私、一度は断っております。それは職員が行くべきやということで断っておりますけども、面識が薄いという形の中で行ってくれますかということやから、私は職員に言われて、それやったらお手伝いしますよということで、私が3件にですね、印鑑をもらいに行ったということでございます。

下村委員長 河合さんから、まず言われたわけですね、署名捺印をしてもらおうということをおね。

岡本証人 そうですよ。河合君から言われなかったら、私、動きませんがな。

下村委員長 河合さんから言われて、仕方ないなということで。

岡本証人 それはもと、同じ職員同士やからね。

下村委員長 ほかに職員さんは、それには関与してない、河合さんから聞いたということですね。

岡本証人 それはそうですやろ。未処理金を知ってるのは河合君しかおらんわけやから、芝君や池原君がそれを知ってること自身が、私はないと思ってますよ。

下村委員長 署名捺印の件なんですけれども、どの方が一番先に押されて、公印ですね、公印はどの段階で押されたかということはご存じですか。

岡本証人 契約の段階というのは、今も一緒やと思いますけども、契約するときには、中で起案文書をつくってですね、契約してよろしいかという起案文書をまずつくります。その中でオーケー出たらですね、契約書2通をつくって印鑑をもらいに行くわけですけども、そのときには市長印は押しておりません。個人の印鑑をいただいてですね、こんで契約成立しましたよという形を決裁とって、それから公印をつく。それをもう一度地権者にですね、写しとして返していく。これが順序であるわけですので、当初から公印について契約には行きません。

下村委員長 今回も今言われたとおりに、順番はですよ。

岡本証人 そうですよ。

下村委員長 今回の件についてだけちょっと聞きたいんですけれども、岡本さんが地権者に……。今回の書類をね、岡本さんが地権者に持っていかれたわけですね。その順番といたしますか、それをちょっと教えてほしいんですけれども。

岡本証人 それを言われたら、北田が先やったか、総田が先やったか、ちょっとそれははっきり覚えてませんけども、北田さんも総田さんも私が行ったことは事実ですよ。もちろん土地改良区は区長さんをお願いをして、契約書もお願いをして、印鑑もいただいたことも事実ですよ。

下村委員長 順番って、それはちょっと覚えてないということですね。

岡本証人 そこまで、どっちが先やと言われたら、そこまで私は覚えておりません。

下村委員長 公印が一番最後ということですね。

岡本証人 きちっと手続が終わった段階で、公印をついたやつをもう一遍私が預かって……。

下村委員長 登記書類の署名捺印については、司法書士は関与していないのでしょうか。

岡本証人 委員長もご存じやと思いますけども、役所の登記というのは嘱託登記、これでやってるわけで、一切、司法書士とかですね、そういうような人に立ち会っていただいたり、司法書士をお願いするということはありませんので、嘱託登記の場合は司法書士の立ち会いはしておりません。

下村委員長 地権者にこの書類をね、持っていったときに、市の方では、この予算は当然計上されてない。お金は市の方ではないということをお覚されてました。

岡本証人 地権者ですか。

下村委員長 岡本さんは。

岡本証人 先ほど言うてますやんか。せやから、予算がないから未処理金から支出をさせてくれというのを河合君が言われて、4人で相談して決めさしていただいて、未処理金から出すということを決めさしてもらったから、ここから出てるということを発言してもらってますがな。

下村委員長 岡本さん個人でその書類を持っていかれたときに、市の方では予算はないということをお覚されてたわけですね。

岡本証人 自覚するとかせんとかやなしにね、先ほど言うてますやんか。予算がないということが平成27年の1月の中時分でしたか、末でしたか、それが河合君から話があって、未処理金を使わせてもらわれへんかという話があったから、4人で相談して決めましたって何遍も言うてますやん。

下村委員長 書類の中でね、売買契約書と無償で提供するという契約書、全然別のもんですけども、それを持っていかれたその中身というか、それはどう思われてますか。無償提供の書類もあります。

岡本証人 無償提供は契約しませんよ。

下村委員長 登記は一応寄附ということになりますね。

岡本証人 それは役所の方でつくられてんから、私がとやかく言う必要も何もない。役所でつくられたものを預かって、もらいに行っただけですんで、中身はわかりませんよ。

下村委員長 土地の寄附、契約書というのがここにあるんですけども、地権者がちゃんと印鑑を押してるんですけども、それはごらんになったことはないですか。

岡本証人 私の経験からいうたら、無償の契約書はつくったことは覚えておりません。

下村委員長 つくったというより、ごらんになったことはないですか。

岡本証人 私も役所におりましたけどね、無償の場合は承諾書とか、この路線について土地の協力はしますとか、そういう書類でいてたと思いますよ。

下村委員長 ちょっとこの書類、今、手元にありますんで、ちょっと見てもらったらいいと思います。

岡本証人 これはあれですやろう。権利書にかわる土地の承諾書のことをおっしゃっておられるわけですやろう、契約書やなしに。

下村委員長 土地寄附証書と書いてます。

岡本証人 これは承諾書のことですやん。契約書ではないですやん。登記に使うための書類ですがな。

下村委員長 この書類は、岡本委員が土地の所有者に捺印を押してもらったわけですね。

岡本証人 私がもらってますけどね、中身については私はわかりませんと。

下村委員長 岡本さんは、この中身の内容というのは全くわからないまま署名捺印を求めたわけですか。

岡本証人 内容わからないままやなしにね、役所の方で契約書をつくり、請求書をつくり、土地の登記の承諾書もつくり、領収書もつくり、されたものを私が持っていってもらうてるだけであって、なぜこうなったんかいうことは、私はわかりませんよ。

下村委員長 この件に、河合氏に、なぜそれを無償になってるとか聞かなかったかと。

岡本証人 聞かなかったかって、私は何もそこまで聞く必要ないですやん。要は登記ができるように手伝うのが私の仕事ですやんか。

西川委員 委員長、休憩するんやったらせえよ。矛盾してるということを言うてるんやろう。委員長、発言さしてくれるか、ちょっと。

下村委員長 これだけ、ちょっと。今のこの寄附、土地寄附証書なんですけれども、過去にこういう寄附証書というのを……。

(発言する者あり)

下村委員長 同一の土地にね、ちょうど今現在、寄附証書と買い上げの契約書とあるわけですけども、過去にこれと同様なことがあったでしょうか。

岡本証人 今言うてるようにね、それは登記に使う承諾書ですやろと言いまんねや。契約書ではないですやろ。そこははっきり分けせんとあきませんやんか。契約書とはどんなもんやねん、土地の承諾書とはどんなもんやねん、いうことを分けして考えてもらわんと、一緒に私に質問受けたかてですな、答えようがないですから、私はそういう言い方をしてるんです。

下村委員長 西川委員、先ほどちょっと手を挙げておられますんで、例外として、ちょっとこれ終わったら……。

(「それはオーケーなんですか」の声あり)

西川委員 あかんのやったらいい。

下村委員長 そしたら、暫時休憩します。

休 憩 午前10時23分

再 開 午前10時40分

下村委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

先ほどの同じような内容になると思うんですけども、もう一度質問させていただきたいと思います。

登記簿を見ますと、3筆の土地はいずれも無償の寄附によって所有権が葛城市に移転しております。あなたは、同じ土地について売買契約書と、無償で寄附する登記関係書類という矛盾する2つの書類を土地所有者に署名捺印させる作業をしたわけですが、このことについてあなたは、矛盾していて、売買契約書は市が公式につくったものではないのではないかと思われませんでしたか。

岡本証人 私は、契約書を公式なもんやと思ってますよ。

下村委員長 ちょっともう一度お願いします。

岡本証人 契約書は正式なもんやと思ってますよ。

下村委員長 その理由とといいますか、なぜ正式なものと思われるか、ちょっと答えていただきたいと思えます。

岡本証人 最終的には公印押してますがな。

下村委員長 公印が押してあるから、正式な市の書類であるということ。

岡本証人 それは当然やと思えますよ。

下村委員長 土地所有者の方から、この2つの書類は矛盾しているんじゃないか、おかしいのではないかという疑問の声はなかったでしょうか。

岡本証人 一切ありません。

下村委員長 売買契約書には葛城市の公印が押されているのですが、このことについてあなたの知っていることを説明してください。

岡本証人 先ほど言いましたように、正式な契約書というふうに思っておりますよ。

下村委員長 110番4の土地と、111番2の土地、109番2の土地の売買代金の、葛城市宛ての代金の領収書も作成されていることはご存じですね。

岡本証人 知ってます。

下村委員長 葛城市が代金を払うわけではないのに、どうして葛城市宛ての領収書が作成されたのでしょうか。

岡本証人 それは、役所の方できちっと準備をされた。その分に対して、私は履行したということでございます。

下村委員長 役所というと市役所になるんですけども、どなたがされたということはお存じですか。

岡本証人 こういう話は、私は河合君としか話してませんので、誰がつくったかいうことは私はわかりません。

下村委員長 誰がつくったかわからないということで、河合氏とこういう話はしたということだけですね。

次に、代金支払いについてお尋ねいたします。

契約書記載の代金の支払いは、奈良県農協忍海支店普通貯金8531「新村区長」の口座から支払ったのでしょうか。

岡本証人 はい、そうです。

下村委員長 そのとおりですね。今までの履歴をちょっと確認したいので、ちょっと待ってください。

今ごらんになってると思うんですけども、平成27年3月6日に208万7,500円が出金されていますが、これは土地代金の支払いでしょうか。

岡本証人 これは、委員長、北田さんの分ですね。

下村委員長 北田さんの分で、これは土地代金の支払いですね。

岡本証人 そうですね。

下村委員長 次に、平成27年同日に、3月6日に93万7,500円が出金されていますが、これは土地代金の支払いでしょうか。

岡本証人 はい、そうです。

下村委員長 これは総田さんでしたかね。

岡本証人 余り名前を公表したくありません。

下村委員長 続いて、平成27年4月2日に150万円が出金されていますが、これは土地代金の支払いでしょうか。

岡本証人 そうです。

下村委員長 新町土地改良区ということよろしいでしょうか。

岡本証人 名前は言いたくありません。

委員長、個人情報の関係があつてね、こんなところでえろう名前言うてもうたら困るの違ひますの。誰に何ぼ金払ったとかね、個人情報ですやん、これ。

(発言する者あり)

下村委員長 そちらから余り質問はしないでください。

岡本証人 委員長に聞いてまんねや。個人情報、侵害ですやんか。

下村委員長 質問ですやろう。質問はこちらはちょっと受け付けることはできませんので。

代金は、あなたが口座から出金して土地所有者に届けたのですか。

岡本証人 私1人で出金したんじゃないしに、区長も立ち会ってもうてます。

下村委員長 区長はどなたでございましたでしょうか。

岡本証人 今の区長は小走俊雄やと思います。区長はかわっておられますんで、その当時の区長さんと立ち会いしてます。

下村委員長 そのときの区長さんは、お名前は言えませんか。

岡本証人 今言いましたやん。

下村委員長 小走……。

岡本証人 俊雄って言いましたやん。

下村委員長 小走俊雄さんですね。わかりました。

次に、農協口座の開設から出金の確認についてお尋ねいたします。

奈良県農協忍海支店普通貯金8531「新村区長」の口座は平成20年12月11日に開設されているのですが、なぜ新村区長の名前で開設したのですか。

岡本証人 先ほど言いましたように、河合君からこの相談を受けて、4人で相談したわけですけども、個人の名前にするということになると後で問題起きてもあかんので、私が住んでる区長さんに話をして、新村区長として開設をお願いしたと、こういう経緯でございます。

下村委員長 当時の新村区長の小走邦昭さんの承諾は得ているのでしょうか。

岡本証人 もちろん得ておりますし、通帳作成のときも同席を願っております。

下村委員長 これは、新村区にも区の財産として存在が把握されている正規の口座なのでしょうか。

岡本証人 それとは全然違います。

下村委員長 開設日に1億8,351万8,491円が入金されているのですが、このお金はどこに保管してあったものが移ってきたのでしょうか。

岡本証人 これは、その当時の吉田収入役が保管されたものを、南都銀行新庄支店の小切手で預かりました。

下村委員長 このお金の出どころですが、あなたは何であると把握していますか。

岡本証人 全然把握しておりません。

下村委員長 お金の性質としては、個人の持ち物でしょうか、それとも町・市の持ち物でしょうか。

岡本証人 個人の持ち物でないということは自覚をしておりました。

下村委員長 このお金を110番4の土地と、111番2の土地、109番2の土地の所有者に対する支払いに充てることは、あなたの認識では許されるという考えでございましたでしょうか。

岡本証人 それは先ほども説明させてもらっております。

下村委員長 平成20年12月16日に25万円が出金されているのですが、これは何の支払いでしょうか。誰が出金しましたか。出金することは誰かに相談しましたか。

岡本証人 これは、大字弁之庄の地積更正のときの測量の費用だと思っております。先ほど言うてますように、これは、全て4人が相談をした中で出金してるということでご理解いただきたいと思えます。

下村委員長 ちょっと、もうちょっと詳しく、大字弁之庄の、その後ちょっと詳しい……。

岡本証人 弁之庄の地図訂正なり地積更正の要った費用だと思っております。

下村委員長 それは4人の方で、承諾ということで。

銀行行かれたのはどなたでしたでしょうか、出金に。

岡本証人 それは、いつも言いますように、出金の場合は、その当時の区長なり新村区の会計担当者と一緒に行かないと、私個人で行ってお金の出金はできません。

下村委員長 ということは、新村区の役員さんと何名かで行かれてるわけですね。そのときは岡本さんは行かれなかったと。

岡本証人 一緒については行ってますよ。

下村委員長 何名でしたか。

岡本証人 いつも会計さんか区長さんかやから、大概2名か3名ぐらいやと思います。

下村委員長 新村区の会計さんか区長さんと、岡本委員ということですね。

平成21年12月22日に1億8,330万円が定期預金に出金されていますが、これは誰がしましたか。誰かに相談しましたか。

岡本証人 この分については、当初は普通預金で預けておいたわけですけども、いつまで預かるんかはちょっと不明でしたけども、定期預金にして利子のよいものにするというために定期預金に切りかえるということをして、定期預金に切りかえております。

下村委員長 これはどなたがされましたかな。

岡本証人 それは、4人が話をして、手続きしたんは私とその村の区長と行ってですね、そうしないと出金できませんので、それは絶えずそういうふうに行っていました。

下村委員長 続いて、平成22年12月29日に1万3,000円が出金されていますが、これは誰が何のために出金しましたか。誰かに相談しましたか。

岡本証人 これは、その当時の区長の方からですね、当初は新村の区長印で届けをして行っていました。しかし、新村区のお金ではないわけやから、新たに区長印をつくって、別に公印をつくってしたらどうかという話があったんで、同じ新村区長の印鑑を別につくらしてもらった、こういうことです。

下村委員長 新たに区長印をつくったということですね。

岡本証人 はい。

下村委員長 平成29年7月25日に27万円が出金されていますが、これは誰が何のために出金しましたか。また、誰かに相談されましたか。

岡本証人 これは、建設課の工事であったと思います。舗装工事の費用に充てたということやと思いますけども、これも先ほど言いましたように、4人相談して出金をさしてもらったということでございます。

下村委員長 建設課の工事。

岡本証人 そうですね。

下村委員長 その内容というのはご存じですか、中身。

岡本証人 舗装工事です。

下村委員長 どこですか。

岡本証人 脇田地内。

下村委員長 脇田地内の舗装工事に27万円を出金されたと。これ、なぜここから出金されたということをお教えしてほしいんですけど。

岡本証人 その詳細についてはね、脇田梅室線であったと思いますけども、その用地交渉、このときはですね、地元の方から要望があった。その当時の建設課、用地交渉については、地元の要望あってんから、地元の区長が用地交渉しなさいと、こういうことで工事が進まなかった。そこで私が区長から相談を受けてですね、役所の方にも伺いました。役所の補助事業であれば、役所が用地交渉するのが道ではないのかということをお言いましたけども、私は、地元から要望を受けたものについては地元で用地買収してくださいと、こういうことで頑として用地交渉行く気はなかった。せやから、区長に頼まれて用地交渉を進めていった。そんな過程の中で、いわゆる里道水路、用途廃止の話も出てきました。この話を解決しないと用地交渉は前向いて進まない。そんな過程の中で用途廃止をして、面する土地ですね、両方に権利があるわけやから、話し合いをして、その土地を分配をしていく。そんな中でですね、個人の敷地の中の舗装を傷めてしまったということの中で、舗装復旧として舗装工事を建設課の方でやった。その代金を、一般会計の方で予算が不足するんかどうかわかりませんが、そういう依頼を受けて相談をさせていただいて、これを未処理金から支出をさせていただいたと、こういう過程でございます。

下村委員長 建設課のどなたからこの話を受けられたか。

岡本証人 この出金の話ですか。

下村委員長 工事ですね。出金の話もね、これ、今、話されましたけども、この出金も、なぜこちらの方のお金から出された、27万円ですけれども。

岡本証人 それはおそらくね、今、問題になってる道の駅の問題とか、いろんな形の中でね、一般会計から処理はしにくいということの判断やったと私は解釈しております。

下村委員長 そのときの市の担当、課長か、どなたでしたかね。

岡本証人 そのときは、今の松本課長やったかな。とにかく課長と話してると思う。課長から言われたと思います。

下村委員長 課長には、そのときの課長にお話はしたと。

岡本証人 聞いたということで相談を受けて、こういうことをしたということです。そのとき松本課長やったかな。

下村委員長 それは……。

岡本証人 ちょっと後で調べていただいたら。

下村委員長 そのときの担当課長、調べたらわかると思います。

次に、平成30年1月12日に定期元利金1億7,514万8,231円が出金されていますが、これは誰がしましたか。誰かに相談しましたか。

岡本証人 これは、協議会でも話してますようにですね、今、このお金がですね、我々ずっと処理をせんと来たということの中でね、こういうことを指摘をいただいた。返済の機会を与えていただいたということの中で、吉川市長からですね、今の阿古市長に対して、この金を預かってほしいという要望書を提出していただいております。その前後でですね、いつでも出金で

きるように定期預金から普通預金にかえた。こういう趣旨で普通預金にかわっております。

このときも区長も立ち会いの中で、出金なり入金をしております。

下村委員長 平成30年2月5日に1億8,185万1,728円が葛城市の口座に振り込まれていますが、これは誰が手続をしましたか。誰かに相談しましたか。

岡本証人 それは先ほど言いましたように、吉川市長からですね、阿古市長に要望していただいて、役所の方で、どの口座に振り込むようにという指示をいただきました。それで、区長と私と行って振り込みをさしてもらっております。

下村委員長 その1億8,185万1,728円は、なぜ葛城市の口座に振り込まれたのでしょうか。

岡本証人 預かり金として預かってくださいという文書を吉川元市長の名前で阿古市長に依頼文書を出さしてもらって、阿古市長が判断していただいてね、預かり金という形で預かってもらったと、こういう経緯でございます。これは協議会でも何遍も話をさしてもらっております。

下村委員長 先ほどちょっと聞いたんですけども、平成20年12月16日に25万円が出金されているという件で、地図の訂正、また地籍の訂正と言われましたね。

岡本証人 更正。

下村委員長 ちょっとこのことをもう少し、内容を詳しくといいますか、内容をちょっと教えてほしいんです。

岡本証人 それは、はっきり私は覚えてませんけどね、その仕事の中身までは。

下村委員長 覚えてる限り、ちょっと。覚えてる限りといいますか、全然もう覚えてられない、中身。

岡本証人 詳しいことまでは覚えておりません。

下村委員長 場所のはっきり覚えておられますか。なぜここからお金を出すようになったかということも答えられますか。

岡本証人 これも河合君から相談を受けたと思うんです。これは想像でえらいものを言うたらあきませんけども、前のことですね。

下村委員長 なぜ、その予算が市の方になかったかはご存じですか。

岡本証人 そこまで私、詳しいことはちょっとわかりませんが。

下村委員長 それでは、ただいまの尋問に対する補足尋問に移ります。

何かありませんか。

西川委員。

西川委員 ご苦労さんでございます。まずね、岡本議員さんのきょう来ていただくまでの経緯ですけどね、最初はですね、協議会で参考人ということで、芝さん、それから池原さん、河合さん、ちょっと意見を聞いてこうということで聞いてですね、次に……。

(発言する者あり)

下村委員長 今、委員に意見を拝聴してますから、それでいいと思います。

西川委員 それでね、岡本議員さんには30日にいろいろ聞きたいからね、参考人としてご出席いただけませんかといったら、前の日の29日にですね、委員会に出席できない、4つほど書いてこられたんですけども、ここで読み上げてもええんですけども、こういうことは、出席できない、出席してちゃんと言おうとしたら言えることを29日に出してこられた。そしてま

た、きょうですね、23日、24日ですね、委員会を開くというのがわかってるわけです。わかってるのにですね、今もちょっと混乱をしてるのはですね、議長宛てにですね、この報告書いうのを持ってこられた。これ、20日に持ってこられてるんですよ、20日に。この内容によってですね、今、委員長、質問してますけどね、質問の内容が変わるわけですよ、やっぱり。そういう、一々これを読んでですね、1日、2日でこの質問をですね、補佐でこちらさんも弁護士の先生ついておられますけどですね、委員会を開いてこれを検討したり、そういう間がないわけですよ、これ、はっきり言うて。何か、僕はですよ、岡本さん、今、宣誓されたようにね、この裏金いうんか、未処理金いうんかね、このことについてはしっかり協力していこうというふうに思っておられると僕は思うんですけどね、この協議会への参加できない理由もですよ、この報告書もですよ、そんな直前に出してきてですよ、何かその姿勢がですね、協力するという姿勢がですね、なかなか感じとられへんのですけどね、何でこんな直前になってですね、こういうふうな形にですね、なってるのんか、ちょっとお答えいただけますか。

下村委員長 今の委員会の内容とはちょっと異なる点があるんですけども、答えられるようであれば、岡本さん、簡単に答えていただいたらいいと思います。

岡本証人 補助者と相談させてください。

下村委員長 どうぞ。

岡本証人 今回の調査事項に入っておりませんので、お答えできません。

下村委員長 わかりました。

西川委員。

西川委員 そしたらですね、1つずつお伺いをしていきますが、この渡された報告書の1番、2番については、きょうは新町農道のことが主やというふうなことの委員会でございますんで、1番、2番については、またお伺いする機会があると思いますけれども、まずですね、農道ですね、あなたがお出しになったですね、ちょっと前後するかもわかりませんが、不動産鑑定をするのに5階の面談室ですね、池原さん、そして、芝さんと岡本さんが同席の上で、勝田不動産鑑定士に岡本さんが現地の様子を説明をして、その鑑定価格を出してもらうがために、言われてるのが2015年、平成27年の1月中旬ごろに5階で話したと、こういうふうにおっしゃってるんですが、ご記憶違いではないのんかなと思うのはですね、平成26年の12月の4日以前にね、岡本さんがですよ、事実があったかどうかはまた教えてください。芝さん、そして屋根さんと呼んで、岡本さん、以前にですよ、平成26年の12月4日以前に岡本さんが呼んで、勝田不動産が来られてるんでっていうことで、こういう鑑定の説明をしたという記憶ありますか。

下村委員長 岡本さん。

岡本証人 今、西川議員がおっしゃってるのはいつのことかわかりませんが、先ほど説明してまずようにね、私は勝田不動産ちゅうのは面識ありませんでしたよ。ですから、芝君と池原さんが、先ほど言いましたように、説明してほしいということやから同席してるわけであって、私が不動産に話をしてですね、土地の単価を決める、そんな権限も何もありませんよ。

下村委員長 西川委員。

西川委員 権限があるかどうかは別にして、そしたら、確かめときますよ。ここにお名前挙げられてる池原さん、芝さんが勝田不動産を呼んで、そこへ岡本さんが同席したと。岡本さんが勝田不動産を呼んできたんではないということですか。

岡本証人 そうですよ。

西川委員 もう一度確かめますけれども、12月4日にですね、勝田不動産から、これ、10万余りっていうのは、ちょっとわかりませんが、これは、ここでは、おっしゃってるのは、河合さんが、勝田不動産から鑑定回答がないから、その価格をどうしたらええかということ、あなたは河合さんから相談を受けたと、こういうふうに言われてるんですね、ここでは。それが、12月4日にはっきりと勝田不動産から鑑定価格を示されたということの情報は入ってましたか。

下村委員長 岡本さん。

岡本証人 先ほど説明してるようにですね、河合君の方から、新町区長から有償でお願いしたいという話があってですね、それを河合君から私に有償の話があるから、そういうことでいくのであれば、鑑定士を入れて単価を決めないとできませんよという助言はしましたよと先ほど説明してますやん。それを受けて、誰が、河合君が芝君に言うたかどうか知りませんが、芝さんから電話あってですね、鑑定士をどうして決めたらええんかということやから、建設課なり計画課で聞かれたらどうですかということやから、建設課で聞かれましたよと。その後ですね、池原課長と芝さんが日にちを設定してですね、5階の面談室で勝田不動産と会うてくれということやから、私、勝田不動産はそのときしか会うてませんよ。

下村委員長 西川委員。

西川委員 平成27年の1月の、あなたがおっしゃってるんですよ、1月ごろにですね、本件農道用地についてですね、未処理金から支出できないかとの相談が河合さんからあったと、こういうふうにおっしゃってるんです。それを吉川市長に報告したとおっしゃってるんです、これでね、ここで。そして、後日、岡本さんの家で吉川元市長、生野名興さん、河合さん、岡本さんの4名で協議して、その場で河合さんから、本件農道の取得には500万円程度かかるという説明があって、4名で、これは十分に公共性が認められるので未処理金から支出したらええやると、こういうふうな話し合いをあなたのおうちでやったということですね。これ、いつですか。

岡本証人 はっきり日まで覚えてませんが、そこに書いてる1月の中時分ごろやったと思いますよ。

西川委員 平成27年の1月ですか。中ごろ。

岡本証人 中ごろか末か、はっきり日は覚えてませんが。

西川委員 おうちでやられたんですね。

岡本証人 そうですよ。

下村委員長 自宅でやられたということですね。

西川委員。

西川委員 根本的なことをお聞きしますが、この新町農道、先ほどおっしゃったように、東の方からずっと新町農道整備されてきてるわけですけども、そこはずっと無償提供できてるわけですね。それで、御所香芝線のとっつきの部分、5、60メートルあるのか100メートルあるのちよっとわかりませんが、その部分がですね、有償になってると。これは、先ほど岡本さんがおっしゃったね、農道整備であっても、その用地代を払うケースがあんねんと、支払うケースがあんねんと。その支払うケースはですね、先ほどからお聞きしてるとですね、相当特殊な事情でないと払ってないということはお認識ですか。

岡本証人 先ほど言うてますようにね、基本は無償提供やという自覚はしてますよ。

西川委員 基本は無償提供ですね。これは基本外やということですか。

岡本証人 それは私が答えるんじゃないしに、大字新町区としての考え方でね、そういうふうに関所の方へ申し出されたということなんです、私がどうせえ、こうせえという話は一切してませんよ。

下村委員長 西川委員。

西川委員 行政経験も豊かで、新庄町時代に助役もやられ、葛城市になって副市長やられ、その前もいろんな役職をやってこられて、そのことを聞いてるんですよ。新町区はわかりませんが、これは特殊なケースに当たるんですかって聞いてるんです。

下村委員長 岡本さん。

岡本証人 立場がかわってますんでね、私の立場は、もう職員でも何でもありませんんでね、それは、私は、そんな判断はできかねますよ。

下村委員長 西川委員。

西川委員 僕が考えるに、これは特殊なケースに当たらんとは僕は思いますけれどね。ただ、その中でですよ、契約書をこしらえんのんは、市がこしらえてきたところに、私は判こもらいに行っただけやと、こういう話ですね。そういう話ですね。それでですよ、何で基本的なことを聞いてるかいうと、なぜですよ、なぜ、このお金をですよ、当初のようにですよ、特殊な例やというんであればですよ、そのために葛城市に働きかけるのんが普通と違いますか、正式なことであれば。それを特殊な例もあるとおっしゃるから、これは特殊な例やから、これ、契約書こしらえてんから、そういうふうに関くのが普通やと思いませんか。

岡本証人 私は、何もこれが特殊とか何とも言うてませんよ。私は、有償、無償の話については、大字新町と役所の話であって、私が介入できる問題では何もありません。

下村委員長 西川委員。

西川委員 そしたらですよ、このお金をですよ、はっきりと未処理金ていうか、これ、裏金に近いもん、ここからね、何で、これ、一番不思議なんが、契約書まで作成してですよ、なぜそのお金を、河合が言うたから、いや4人で相談したからっておっしゃるけれども、何でそこからこの支出をするんですか。あなた自身は、言われたからっていうても、お金をおろして払いに行ったんは自分やいうてるわけですから。何で、これ、こういう形でお金を払うような形を持っていくんですか。

下村委員長 岡本さん。

岡本証人 いろいろと私の方におっしゃってますけど、河合君はその当時職員ですよ。私は、たまに今、議員さしてもらってるけども、相談は受けますけども、私の方から、どうせえ、こうせえという話は言える立場じゃない。西川議員はね、力あるからぼーんと言われるんかしらんけども、私は何の力もないんで、そんな指示は出せませんよ。

下村委員長 西川委員。

西川委員 そしたら、あなたおっしゃるのは、今の未処理金の出したり入れたり、河合君が言うたり、先ほど、これ、松本さん言うたんか、何て言うたんか知りませんよ。忍海の分はどうか知りませんよ。その人が言うたら出せるんですか。河合君が言うたら出せるんですか。自分でこれ、嫌やけど管理してんのは自分や言うてるんですよ。何で契約までして、不思議なのは、何でそんな契約まで、市の契約までしてですよ、この未処理金の中から出さないかんのか。何でこんな契約までせんないかんのかが、僕ちょっと飲み込めませんねん、これ。

下村委員長 岡本さん。

岡本証人 私は、自分の解釈で言うたらあれですけども、役場の事務処理としてね、私はされたというふうに理解をいたしております。

下村委員長 西川委員。

西川委員 事務処理でこういう公文書の偽造のような形をとったということですか。

下村委員長 岡本さん。

岡本証人 補助者と相談しますわ。

下村委員長 岡本さん。

岡本証人 何か私が侮辱されてるような話やし、刑事訴訟になっていっても困りますんで、回答は控えさしてもらいます。

下村委員長 今、刑事訴訟とか言われましたけども、どういう形の刑事訴訟かわかりますか。

岡本さん。

岡本証人 公印が一番、今問題になってるわけですよ。誰がついたかということが一番問題ですよ。そういうことに発展していくということやから言われてるし、私は、この協議会の中でね、誰が言われたか知らんけど、刑事事件になるという話も耳にしてるから、あんまりそういうことについてはお答えはしたくないということですよ。

下村委員長 西川委員。

西川委員 どの部分が刑事訴訟になんのかようわかりませんが、あなたは先ほどおっしゃった。一般的なことをおっしゃいましたよ。一般的な契約のあり方。市のいろんな契約、土地の売買契約のときには、一般的なことをおっしゃいましたよ。まず、地権者というか、その人らに判こをもろうて、持っていくときは市長印はないと。それで、全部の判こがあった後、市長印を押すねんと。これは一般的な話をされてるのはわかりますよ、ただ。せやけどね、一般的な流れはわかりますやんか。せやから、僕が感じるのは、私が河合からもうたときは公印なかったと、こういうことを言いたいんかなと僕は思いますけど、ただ、この契約書がね、何で、普通、1億8,000万はという性格の金かわからんわけですよ、まだ、今の時点で。そのお金をですよ、あたかも市が出したような形にせんないかんのんが、そのことが僕は全

然わからんということ言うてるんですよ。せやけども、あなたおっしゃるのは、河合に言われたから、かつての部下やから、それは難儀しとったらもらいに行つたがないうて、もらいに行つたわけですよ、これ。それでね、これもあなたが、順番は別にしても、地権者に判こもらいに行つてるわけですよ。そうですやろ。ほいで、先ほど委員長がおっしゃった。一方で市が金払いますという判こをあなたはもらいに行つてるわけですよ。もう一方で、土地登記のやつも、ここに関係書類って書いてるから、土地登記の無償の承諾書、これ、無償ですよという印鑑もあなたはもらいに行つてるわけですよ。そこんとこ知らんっていうよりも、行政経験そんだけあって、こんなおかしい書類を2つこしらえんのに、かつての部下に、こんなおかしい書類、おかしいっていうことを何であなたはアドバイスせえへんのか。

下村委員長 岡本さん。

岡本証人 今、今回の調査事項でないんで、お答えは差し控えさせてもらいたいと思います。

西川委員 調査事項じゃないんですか。

下村委員長 ちょっと待ってください。西川委員もちょっと待ってください。ちょっと調べていることがあるんで。

西川委員、ちょっと待ってくださいね。

新町農道整備事業に関する事項についてを証言を求めるといふ、きょうは委員会ですんで、お答え願いたいと思います。

(「意見を聞かれても困ります。事実をね、説明しますけれど」の声あり)

下村委員長 補助者の方はちょっと控えていただいて。

(「手続に関しては言えるはずなんです。証言は言えないですけど。証言はできないけど、手続に関して意見を述べるのは補佐人ですから、意見をね、ぶつけられても困るんです。事実をね、伺ってください。お願いします。時間ももっていないんで。事実を聞いてください。」の声あり)

下村委員長 西川委員。

西川委員 そういうことがおかしいと思いませんでしたかっていうのが意見を求めてるとおっしゃるんであれば、そういう手続を、また言うたら言われるのか、矛盾を感じやんとでも、矛盾をあんまり感じやずに、一方では金を払い、一方では無償の提供をするがための承諾書をもらいに行き、このことをやったのは事実ですか。

下村委員長 それは答えられますか。

岡本さん。

岡本証人 先ほど言ってますようにね、私は逃げも隠れもしませんけども、河合君に頼まれて行つてるわけやから、寄附でいこうと売買でいこうと、役所の中の話でありますんでね、私に言われても、どうのこうのと返答できませんよ。それやったら当の本人、河合君に聞いてもうたら一番早いですがな。

下村委員長 西川委員。

西川委員 先ほど、補助人は意見は言わへん、事実だけは言うということやけども、岡本証人、意見

言うたはりますやんか、こうや、こうやと。私は、聞いたんは、そういう矛盾をしたことを、印鑑もらいに行ったんは事実ですか、あなたが行ったんは事実ですかと聞いてるねん。

岡本証人 何回も言うてますやろう。なぜ同じ質問をさせるんですか。

下村委員長 先ほど同じような意見が出て、答えたので、もう今は答える必要がないという、そういう答えですね。

岡本証人 それはそうですやろ。

下村委員長 西川委員。

西川委員 まずですね、あなたが提出された報告書の3番の(7)なんですけどね、その後、私は河合さんに鑑定の結果を確認しました。すると、後日、河合さんの方から、勝田鑑定士からの回答がない旨の連絡がありました。後日いうのんはいつですか。平成27年のいつごろですか、これ。河合さんからあなたに、勝田不動産からの回答がないというふうな連絡を受けられたんですね。いつですか。

岡本証人 はっきり覚えてませんけども、1月の末か2月の初めごろやったと思います。

下村委員長 西川委員。

西川委員 河合さんからは、取得価格、坪4万円になる見通しであり、その旨を花内さんに説明した旨の連絡がありました。河合さんから花内さんに4万円やいうことを、花内さんにおっしゃったと、言うたと、説明したと。その連絡を河合さんから受けた。これ、いつですか。

岡本証人 今言うてますように、それも2月の初めか、その程度やと思いますよ。ということは、今言いましたように、勝田さんの方からですね、返答がないという形の中で、先ほど言いましたように、どういうふうにしたらええんかということやから……。

西川委員 いや、期日だけ聞いてるだけやから、もう結構。

下村委員長 答弁はそれでよろしいですね。

西川委員。

西川委員 何でここをね、まだね、これ、出てきてからね、何でここんところをしっかり聞くかいうと、先ほども質問あったように、平成27年の3月の6日に大金してるんですよ、これ。それで、不動産鑑定士にいろんな手続やってですよ、そして、あなたが寄ってですよ、それが1月の末、何月の末か知りませんが、ここははっきりしてますよ。こういうことを早急にやらん、これ、どんだけの日にかけてやったんか知らんけれども、既にですよ、そこらは頭に入れたはると思いますけど、平成27年の3月の6日にもう大金してるんですよ。こういう一連のことをやって、3月の初めに、これ大金してるんやから、その間、きっちりこれから委員長、日にちを押さえていってもらわな、これ、合うてけえへんと思いますんでね。これは、先ほど何で一番先に言うたかいうと、出てくるのんが、僕も21日にこれをいただいてるんですよ、これ。こんな検討する時間も何もないんです、あんまり、問い合わせる時間も。これがあなたの協力してる姿勢かということですよ。委員長、もう時間があれやったらよろしいわ。またあれやったら言いますけど。それだけは言うときですよ。僕は、積極的な協力や思うてない。

下村委員長 ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 質問させていただきます。何度もですね、4人でこの未処理金のことについて相談したということがあります。この百条委員会については、前回の証人尋問では、生野名興元収入役から、この未処理金のこと、なぜこの4人で預かるかということについてお話がありましたけれども、これは、1人の方のお話ですので、ここで岡本議員の方からですね、なぜ、こういう1億8,000万円にわたるお金をですね、このような形で預かることになったのか。その経過についてお話しください。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 基本的な質問なんです。なぜ岡本さんが新町農道にかかわって、河合さんが出てきますけどね、このお金を入金するから。もともとのお金が何で岡本さんのところにいったのかということがありますね、はっきりしないとこれがわかりませんので、私は聞いております。よろしくをお願いします。

下村委員長 答えられるのであれば、岡本さん、答えてください。

岡本証人 私はですね、平成20年の10月までお世話になっておりました。その後ですね、一市民になったわけですけども、平成20年の11月の中時分やったと思うんですが、河合君からですね、こういうお金があるということで、どうしたらええんやという相談を受けたわけです。そのとき私も正直びっくりしとるし、そんな金あったということも一切知りませんでした。ですから、一応、我々、河合君と2人だけで決めるわけにいかへんという形の中でね、誰を呼ぶんかということをお話した中で、それであればですね、合併前の町長ですね、その当時の収入役、私も助役さしてもうてましたんで、私と河合君の、その当時も総務課におった河合君もそういう話は知ってるということの中で相談をさしてもうてですね、何とか旧町のお金やという形の中の説明を受けましたんで、どうするかと、なかなかええ知恵も出えへんというのが実態であったわけでございます。しかし、吉川さんの方からですね、とりあえず岡本、預かってくれへんか、預かったれよというようなことがあったんでですね、私もこんな長引くとは思っておりませんでした。早く解決をしなければならんという気持ちはありましたけども、とりあえず預かったというのが経緯であるわけでございます。

私も、先ほど言いましたように、自分のお金というようなことは一切意識をしておりません。そんな関係で、新村の区長さんの名義も借りましたし、私、今、通帳見ていただいたらわかりますように、1円の金も私は使ってもおりませんので、あれは公共のものには使わせてもらったけども、そういうような形の中で来てる。ですから、先ほど何遍も言いますように、この4人しか私は知らないと思っております。ですから、今、河合君の名前出しますけども、河合君がいろんな形の中で、こういう未処理金があるというのはわかるとるから、今、西川議員から話ありました。話があってから金、入金するまで話早い。これも私が聞いてますのには、先ほど言いましたように、今現在の吉井区長の前、あるいは、その隣の正覚寺の前、大雨が降ると必ずというほど水がつく。これは新町の念願であったわけですので、6月の田植えまでにどうしてもこの水路の工事をしたい、道の工事も完成したいということからですね、予算措置もできへんということでこういう支出の仕方をしたということですので、

今、谷原議員おっしゃるように、当初の受け取ったいきつちゅうのは、今言うたようないきさつで預かりました。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 ここで出てくる河合さんというのはですね、新町農道を工事されるときには、担当の部長ですよ。担当の部長がそういう未処理金に関与してですね、当時は岡本さんは議員でいらっしやったわけですね。この点について、私はですね、こういう形で支出があったというのはですね、先ほど西川議員もかなり意見を述べておられますけれども、大変不正常な支出であると、行政上ですね、私は認識しております。今日に至るまでですね、こういう形でこうした問題が起こったことについてですね、これは事実ではありませんけれども、事実を聞くんではありませんけれども、岡本議員が基本的な認識はどう持っておられるのかね、私は、そこはですね、今後調査していく上で、先ほどから協力、協力しないという問題がありましたけれども、この点についてはですね、その認識をまずお伺いしておきたいと思います。どういう立場でですね、この調査にですね、臨まれておられるのかということですので、回答を拒否されるのは仕方ないと思いますけど、私は議員としてですね、そこはですね、しっかり弁明していただきたいと。きちっとですね、どういうことなのか言っていただきたいと思いますが。

下村委員長 岡本さん。

岡本証人 今、谷原議員からおっしゃることは当然だと思いますけども、緊急を要する、私が聞いてますのには、6月の田植えまでに工事を完成ならんということもあってですね、処理というのは私は正しいとも思っておりません。しかし、4人相談して、どうしてもそういうような形でしないと予算措置もできへんということやからですね、みんな4人の中で、これは、この金を支出することについてはやむを得んという結論に至ったということですので、私も決してこれが正しい執行の仕方とは思っておりません。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 じゃあ、ちょっと幾つか事実関係についてお伺いします。先ほど西川議員もおっしゃいましたけれども、当時の農林課の関係職員3名を呼んでですね、参考人として事情も聞いておりますし、それから、芝さんについてはですね、文書についてもですね、出されておられて、それが協議会で読み上げられてですね、特に契約書作成に当たってですね、経緯をその職員の方々から聞いております。しかしですね、先日、岡本議員から提出された報告書の中とですね、大きく異なることがあるんです。この点につきましてはですね、今後、関係する職員を呼んでの尋問もありますので、その点についてですね、確かめておきたいと思いますので、教えてください。

1つはですね、契約書なんですけれども、契約書がひとりで歩いて行ってですね、判こもらってですね、そして、役所の中に入ることが、ということはないわけですよ。ですから、一体岡本議員は、最初に契約書を誰からもらって、そして、地権者のとこに行きますよね。誰のとこへそれを戻したのか。そして、その次は公印がつかれた契約書、写しですね、1通を地権者とこへ持っていくことになるわけですけども、それは誰からもらったのか。

このことがですね、ちょっと大きく食い違ってますので、もう一回ここで確認したいと思えますので、お答えください。

下村委員長 岡本さん。

岡本証人 先ほど説明してますように、河合君から依頼を受けたということですね、契約書も河合君からいただいて、個人のところに印鑑をもらいに行った。それを河合君に返却をしております。また、公印のついたものを河合君から預かって、個人に持っていったと、こういう経緯でありますので、今、芝君の名前出ましたけども、私も閲覧もさしてもらいました。契約について芝君とこへですね、契約をつくれとか、私はそんなこと言った覚えは一切ございません。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 もう1件お伺いします。これは、先ほどから問題になってるところなんですけれども、お金をもらうということになれば、寄附ではないということになりますよね。けれども、岡本議員が地権者のところに捺印を求めて持っていった書類の中には、契約書と、それから登記移転承諾書と、あと請求書とか領収書とかいうことはあったと思いますけれども、それはどのような形で地権者に渡されたのでしょうか。例えば、封筒の中に入れてですね、それを渡されて、それを後日取りにいったのか、それとも、その場で説明されながら捺印を求めたのか。この点についてお伺いします。

下村委員長 岡本さん。

岡本証人 もちろん契約書も見せてですね、説明もして、それは、印鑑はいただいております。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 そのときにですね、先ほどから出てることなんですけれども、結局、矛盾することになると私は思います。つまり、それは岡本議員がその時点で認識されていると思うんですけれども、そのことについての、自分なりにですね、矛盾したことになる、あるいは行政の事務上ですね、これはどうかなというふうなお考えはなかったんですか。

下村委員長 岡本さん。

岡本証人 それは事務的なことでありますんでね、いろんなどうい内容であったんか私わかりませんけども、事務的な処理としてこういう形をされたという解釈で、私は印鑑をもらいに行ったということでございます。

下村委員長 それでよろしいですか。

ほかにございませんか。

西川委員。

西川委員 私が質問したら、事実関係だけとおっしゃられるけど、意見も言うたはるから、ちょっと意見だけ言うてくださいな。というのはね、ずっと岡本証人の言うことを聞いてるとですよ、1億8,000何がしかのお金ですね、先ほどから公共性がある、そして、村それぞれが難儀してる、役場に予算がない、そういうことをずっとおっしゃってるんですよ。どんな性格かもわからんお金をですよ、そういう認識ですよ、たとえ4人でおっしゃってもですよ、そんな支出できるんですか、はっきり。これは、あなた、はっきりとこれは公金やという認識が

あって、そういう発言されてるん違うんですか。

下村委員長 岡本さん。

岡本証人 私は、先ほども言うてますようにね、自分のお金ではないということはわかってますけども、どんな金やと言われたらわかりません。そういう答えをしてるわけでございまして、余りですね、私の方にいろんなことを言われますけども、私は正直に答えるだけであってね、ただそれだけですよ。

下村委員長 西川委員。

西川委員 そういう、どういう認識でですよ、4人のためのお金なら、それぞれの、自分の損得のどこへ出すんやけども、先ほどからのお話でいうとですよ、全部公のことで、それで、予算がないから、先ほどから脇田の話から、弁之庄の話から、ましてこの農道の買収の話から、全部そういう意識やと、これは公共性あるから4人で話したら、出したらええって、あなたはここでも書いてるし言うてるのに、それ、どんなお金かという認識を、あなたどうされてるんですか。これはもともと新庄町から合併して葛城市、その公の金やからという認識のもとで先ほどから発言されてるんと違うんですか。

下村委員長 岡本さん。

岡本証人 公の金と思って発言しておりません。

下村委員長 もう一度ちょっとお願いします。

西川委員 どういうふうな性格の金やと思うたはるんですか。

下村委員長 岡本さん。

岡本証人 わかりませんという話をしていますよ。

下村委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

ないようであれば、ここで暫時休憩をいたします。また、皆さんのご意見はこれで一応、岡本氏に対する尋問は終了いたすということで、ご了解をお願いいたします。それでよろしいですね。

(「はい」の声あり)

(岡本証人退室)

下村委員長 ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時45分

再 開 午後 1時30分

下村委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、芝浩文氏から証言をいただきたいと思います。

それでは、入室いただきます。

(芝証人入室)

下村委員長 お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

本委員会の調査のために、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条

の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上、知った事実であって黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

また、公務員または公務員であった者が、職務上の秘密に属する事項について尋問を受けるとき、その監督官庁の承認を得る前は、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく、証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知おき願います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

宣誓書の朗読をお願いいたします。

芝 証人 宣誓。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事もつけ加えないことを誓います。

平成30年8月23日。

芝浩文。

下村委員長 それでは、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(芝証人署名捺印)

下村委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証人は、発言の際も着席のまま結構でございます。

また、証人は委員に対しては反論や質問することはできないこととなっておりますので、ご了承をお願い申し上げます。ただし、尋問内容が不明確であり、それを明確にするための

発言は認められております。

なお、委員各位におかれましては、先ほどの証人尋問の際に申し上げました注意事項を十分ご留意いただき、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

ただいまより尋問に入ります。最初に人定尋問を行います。

まず、あなたは芝浩文様ですか。

芝 証人 はい、そうです。

下村委員長 次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に確認事項記入票に記載いただいた内容のとおりですか。

芝 証人 そうです。

下村委員長 それでは、これより証人から証言を求めたいと思います。

それでは、証人にお尋ねをいたします。

まず、新町農道工事の外形的事実経過についてお尋ねいたします。

まず初めに、今回の新町110番4の土地（北田氏所有）と111番2の土地（総田氏所有）、109番2の土地（新町土地改良区所有）というのは、もともとは平成18年度の補助事業で農道になる予定の土地だったのですね。

芝 証人 はい、そうです。

下村委員長 それがなぜ平成18年度では農道が作れなかったのでしょうか。

芝 証人 新町土地改良区の土地であったところが、以前は工場が立っておりまして、その工場を撤去をしていただくことにならなければ道は接続できないということで、その辺の話がつかず、その路線は断念しております。

下村委員長 その場所に工場が立っていたということで、おくれてきたということですね。

芝 証人 はい、そうです。

下村委員長 次に、110番4、111番2、109番2の土地を含む農道をつくる話が出てきたのではいつでしたでしょうか。

芝 証人 それは、平成25年度のいつの時期かは覚えてないんですが、岡本議員から、予算を計上するよという電話をいただきまして、平成26年度に予算を計上することになりました。その後で新町の方からも要望書をいただいております。

下村委員長 話が出てきたのは平成25年ということで、大体何月ぐらいとか、それはわかりませんね。

芝 証人 予算編成の前、平成26年の当初予算にのってますんで、予算編成の前ですんで、10月か11月か、そのあたりだと思います。

下村委員長 誰からこの話が出てきましたか。

芝 証人 岡本議員です。岡本議員から電話をいただきまして、予算を計上しとくよという話がありました。

下村委員長 岡本議員から電話があつて、計上しとくよということですね。

芝 証人 そうです。

下村委員長 地元から農道整備の要望もあったのでしょうか。

芝 証人 はい、ありました。

下村委員長 地元要望はいつごろあったのですか。

芝 証人 時期的には、電話いただいたのと同じ時期であったと思います。

下村委員長 電話いただいたぐらいのときですね。

芝 証人 だったと思います。

下村委員長 農道の土地は全部で何筆ありましたか。

芝 証人 関連する土地は5筆だったと思います。

下村委員長 所有者は全部別でございますか。

芝 証人 はい、別です。新町の土地改良区の土地の部分と、その隣接する部分、一部あるんですけども、そこは所有者は違います。

下村委員長 所有者は全部別ということで。

芝 証人 それは全部別になります。

下村委員長 あなたは、担当者として、農道の敷地になる土地について、どのような作業を進めていきましたか。

芝 証人 まず、地元との折衝で、土地は、あくまでも農道事業は無償提供ですよという話をさしていただいて、その了承をもとに作業、測量設計なり工事の打ち合わせ、あと現地立会ですね、その辺の作業に、それは平成26年度に入ってからのことですけども、かかっております。

下村委員長 農道の土地の所有権は、個人から市に移しますね。

芝 証人 はい。

下村委員長 一般論として、市から所有者に対して代金の支払いはありましたか。

芝 証人 代金の支払いはないです。

下村委員長 今回の工事でも、市の予算として、110番4、111番2、109番2の土地の代金は準備していましたか。

芝 証人 市としては準備しておりません。

下村委員長 110番4、111番2、109番2の土地の所有権は、ほかの土地と同じように市に移せましたか。

芝 証人 所有権移転はできております。

下村委員長 あなたは、110番4、111番2、109番2の土地の所有者と所有権の移転について話をしたことはありますか。

芝 証人 話をしております。

下村委員長 所有者たちは、土地所有権の移転について何か言っておられましたか。

芝 証人 特にないです。

下村委員長 110番の4、111番の2、109番2の土地所有者との所有権移転に関する交渉経過について、知っていることがあれば教えていただきたいと思います。

芝 証人 まず、立ち会いをして、各筆の境界を確定させます。その後で工事になる部分ですね、その確認をさしていただいて、最終の立会をしております。その時点で、登記の書類の一部なんですけども、寄附証書をいただいております。

下村委員長 まずは立ち会いをしてもらって、境界の決定ですね。

芝 証人 はい。

下村委員長 で、工事に入ると。

芝 証人 そうです。

下村委員長 今言われた寄附の証書ですね。

芝 証人 はい。

下村委員長 あなたは、平成26年10月2日ごろに、岡本吉司議員と一緒に、111番2の土地に設定された永小作権登記の抹消手続について、若井司法書士との打ち合わせをしましたか。

芝 証人 その話はしました。

下村委員長 その時のことについて詳しく説明していただきたいと思います。

芝 証人 それ以前に地権者の方と話を、ちょっと変わった抵当が入ってますんで、これの抵当を外すのは、あくまでも個人さんですよという話をしております。その後で岡本議員の方から、若井司法書士さんを紹介していただいて、その抵当を外していく手続の説明を受けております。

下村委員長 次に、今回の新町農道というのは、市としては、無償提供を拒む地権者に納得してもらって、何としてでも平成26年度中に絶対に完成させなければならない、という必要性の高い工事だったのでしょうか。

芝 証人 市としましては、一旦着手した工事ですんで、そのまま完成させたいということは考えております。

下村委員長 平成26年度中に完成させたいと、市としては。

芝 証人 はい。

下村委員長 ちょっと先ほどの話に戻るんですけども、寄附証書をいただいたという、ありましたね。これ、誰からどのようにいただいたか。

芝 証人 直接私と、当時の課員、今もいますけども、一緒にもらいに行っております。

下村委員長 それは、3筆とも全部同じように行かれたという。

芝 証人 ほかの筆も含めてやったと思います。

下村委員長 もらいに行かれたか、それか持ってこられたのか。

芝 証人 もらいに行ったと思います。

下村委員長 一緒に行かれた課員さんの名前は。

芝 証人 屋根です。

下村委員長 屋根さんだけ。

芝 証人 はい。

下村委員長 次に、契約書作成の経緯についてお尋ねいたします。

110番4、111番2、109番2の土地の売買契約書の文案は、いずれもあなたが作成したのですか。

芝 証人 はい、私が作成いたしました。

下村委員長 それぞれ、いつごろの作成ですか。

芝 証人 それは、平成27年の2月ごろだったと思います。

下村委員長 作成時期はいずれも同じですか、それとも前後関係はありますか。

芝 証人 ほぼ同じ時期につくっております。

下村委員長 いずれも農道の敷地の土地の売買契約書で、代金額以外は同じ内容ですが、これは何か既存の文例を参考にして作成されたのですか。

芝 証人 様式がございますので、それをもとにつくっております。

下村委員長 様式があるということですね。

芝 証人 金額以外は同じ形になると思います。

下村委員長 金額以外は同じということですね。

芝 証人 はい。

下村委員長 契約書の体裁自体は、市が行う土地売買契約書の様式として正しいものですか。

芝 証人 様式としては正しいものだと思います。

下村委員長 いずれも売買代金額が入っていますが、これはどのようにして決めたのですか。

芝 証人 これは、岡本議員から、この金額でつくれという指示をいただきまして、つくりました。

下村委員長 岡本議員から金額は聞いたということですね。

あなたは、平成27年1月中旬ごろ、岡本吉司議員と、池原職員と一緒に、葛城市新庄庁舎5階面談室で、勝田不動産鑑定士と、3筆の土地の価格を決める打ち合わせをしておられますか。

芝 証人 記憶にないんですが、多分しておりません。

下村委員長 農道の敷地は無償提供が原則ですね。

芝 証人 はい。

下村委員長 110番4、111番2、109番2の土地に支払う予算というのは市にはなかったのですね。

芝 証人 市の予算の計上はございません。

下村委員長 代金を払う予算もないのに、あなたはなぜこのような契約書を作成したのでしょうか。

芝 証人 私は、岡本議員にこんなものをつくっても市から金は出ませんよということは、その場でも言うてますし、何度も言いました。それでも、とにかくつくれということやったんで、仕方なしにつくった形になっております。

下村委員長 岡本議員からは、契約書の内容について何か指示はありましたか。

芝 証人 内容の指示はないですけど、金額はこの金額でいうことはありました。

下村委員長 金額の指示だけはあったと。

芝 証人 ありました。

下村委員長 岡本議員に、市には予算ないので代金を払うこともできませんよ、というような説明はしましたか。

芝 証人 しています。

下村委員長 岡本議員は、この3通の契約書を何に使うという説明でしたか。

芝 証人 それはわかりません。

下村委員長 岡本議員から契約書の作成を求められている、ということは誰に相談しましたか。

芝 証人 当時の課長、部長に相談しております。

下村委員長 当時の課長、部長ですね。

芝 証人 はい。

下村委員長 名前。

芝 証人 池原課長と河合部長です。

下村委員長 どのような回答でしたか。

芝 証人 しつこく言うてくるんやったら、つくるだけつくっとこかというような指示でした。

下村委員長 契約書には当時の山下市長の名前がありますが、山下市長は契約書の作成を知っていたのでしょうか。

芝 証人 知らないと思います。

下村委員長 契約書には手書きで収入印紙を張るところと、印紙の金額が記載されているのですが、これはあなたが記載したのですか。

芝 証人 私が記載しました。

下村委員長 契約書に記載されている印紙税額は正しいのですが、形だけの契約書だというのに、なぜ正しい税額まで記載されたのでしょうか。

芝 証人 それは、くせといいますか、いつも工事契約書を作成しておりますんで、そこだけ間違うとかいうふうなことはできませんので、そのままつくっております。

下村委員長 いつもそういうふうにやってるといふ。

芝 証人 はい、そうです。

下村委員長 内容は正確だし、市長の名前も入っているし、収入印紙の額も正確だし、正式のものと比較すると捺印がないだけというかなり精度の高いものなのですが、本当にあなたはこれが使用されないと思っていたのですか。

芝 証人 渡すときに、これはあくまでも見本だからということで渡しております。

下村委員長 その枚数といえますか、何通渡されました。

芝 証人 各2部の3通。

下村委員長 あなたは、当時岡本議員が契約書文案を何に使うのだと思いましたが。

芝 証人 それはわからなかったです。

下村委員長 あなたは、契約書の文案が完成した後どうしましたか。

芝 証人 そのままにしておりました。ちよくちよく来られたんで、来られたときに渡しました。

下村委員長 ちよくちよく岡本議員が来られたということで、そのときに渡したということですね。

芝 証人 そうです。

下村委員長 岡本議員は、持って行ってどうすると言っていましたか。

芝 証人 何も言わんと持っていかれました。

下村委員長 持っていかれたことは誰かに報告しましたか。

芝 証人 当時の部長、課長には報告しました。

下村委員長 お名前、ちょっと。

芝 証人 池原課長と河合部長です。

下村委員長 どのような回答でしたか。

芝 証人 仕方ないなということやっと思ったと思います。

下村委員長 あなたが3通の契約書を作成した当時、このことを知っている人は岡本議員とあなたと、ほか誰かおられましたか。

芝 証人 あと、私が岡本議員に渡すときに、これはあくまでも見本ですよという場面を、うちの課員の屋根が見ております。

下村委員長 課の職員さんが見ておられた。

芝 証人 多分うちの屋根だけやと思いますけど、その場面は見ております。

下村委員長 屋根さんは、もう完全に見ておられたということで。

芝 証人 はい。

下村委員長 あなたの今までの職務経験で、市の正式な様式の契約書を見本としてつくってくれ、と言われたことはありますか。

芝 証人 今まではありません。

下村委員長 次に、登記のことについてお尋ねいたします。

3つの土地は、いずれも平成27年6月7日に、同年2月17日付で寄附により葛城市に所有権が移転した、という登記手続がなされています。この登記手続についてあなたの知っていることがあれば教えてください。

芝 証人 印鑑とかその辺は、2月、3月中にできるだけそろえていくつもりをしとったんですが、何分年度末の忙しい時期でありまして、最終的に法務局に提出できたのが6月7日になったというふうな形です。

下村委員長 最終的に法務局へは6月に。

芝 証人 そうです。そのときは私はもう異動でおりませんので、おそらく屋根が持っていったんやと思います。

下村委員長 それでは、次に、契約書作成後のことについてお尋ねいたします。

契約書を作成し、岡本議員が持っていった後、次にあなたがこの契約書のことを思い出したのはいつになりますか。

芝 証人 今年の2月、今の池原部長が2月の何かの会議といいますか、はっきり覚えてないんですけども、岡本議員と会われまして、契約書が農林課にあるだろというふうな話をされました。池原部長が帰ってこられて、私に、そんなんあるんかという話をされて、探してみたところ、2通の契約書が出てきました。そのときは、何でこんなものがあるんかなという感想やっと思ったんですが、よくよく見ると私がつくった契約書やっったということです。

下村委員長 思い出されたのは今年の2月ということで。

芝 証人 はい。

下村委員長 ちょっと同じように聞くんですけど、どういうきっかけでということでお答えできます。

芝 証人 きっかけは、池原部長が聞いてこられて、あるだろということで探すに出てきたというふうなことです。

下村委員長 どこにある何を調べましたか。

芝 証人 当時の平成26年、平成27年の工事のこの、登記の方の書類一件を探すと、そこに挟まれておりました。

下村委員長 そこで何が発見されましたか。

芝 証人 そのとき、個人さんの2通の売買契約書が見つかったということです。

下村委員長 契約書には2通とも葛城市の公印がありますが、これはあなたが押したのですか。

芝 証人 私は押しておりません。

下村委員長 誰が押したか知っておられますか。

芝 証人 これはわかりません。

下村委員長 完成した契約書が存在することは、誰かに報告しましたか。

芝 証人 そのとき、今の池原部長に報告しております。

下村委員長 どのような指示を受けましたか。

芝 証人 指示というか、とりあえず前の河合部長に、こんなことがあったという報告をしました。

下村委員長 発見された契約書について、あなたのほかに事情を知っている人はいますか。

芝 証人 私と池原部長と河合元部長、それと屋根はこのことについては知ってると思います。

下村委員長 あなたは契約書を発見してから、どうしましたか。

芝 証人 相談しました。何でこんなもんがあるんかというふうな不思議な感覚と、これからどうしたらいいかというふうなことを思いました。

下村委員長 相談したのは、池原部長、河合さん、屋根さん。

芝 証人 はい。

下村委員長 あなたは、平成30年5月7日付で、事情を記載した報告書を作成しましたね。

芝 証人 はい。

下村委員長 これはどのような経過で作成することになったものですか。

芝 証人 もうそのころには百条委員会が設置されるということが決まっておりますし、その中にも契約書の話も出てましたんで、これは報告しとかないけないと思ひまして、報告書を作成して報告さしてもらいました。

下村委員長 これは、誰かに提出しましたか。

芝 証人 ちょうどその日、池原部長と一緒に、副市長と市長には見せました。

下村委員長 何か問い合わせはありましたか。この件に関して、誰かから。

芝 証人 問い合わせ自体はないです。

下村委員長 大体以上なんですけれども、それでは、ただいまの尋問に対する補足尋問に移ります。何かありませんか。

谷原委員。

谷原委員 ご苦労さまです。幾つか質問させていただきます。今の質問の補足についてということに限らせて、今は質問させていただきます。

まず、新町農道の外形的事実についての質問の中でですね、あなたは、110番の4、111番の2、109番の2の土地の所有者と所有権の移転について話をしたことはありますかということで、話をしていますということでもありますけれども、これは、寄附証書をですね、事

前にいただいているので、いただく前提としてですね、この所有権移転のことでお話をされたということによろしいのでしょうか。

芝 証人 それ以前にですね、会って話はしております。あくまでも、それは大字の区長さんを通じてですけども、寄附でいただくような形ですよという話はさしてもうてます。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 その話があったので、所有権移転の承諾書とか寄附証書をもらいに行って進んだということですね、それが。わかりました。

下村委員長 ほかにございませんか。

内野委員。

内野委員 ありがとうございます。今、最後にお答えしていただいて、市長、副市長の方に相談に行ったということなんですけども、副市長、市長の回答というか、それを持っていかれて、どのような言葉をいただいたか、ちょっとお聞かせいただけますか。

芝 証人 一応見さしてもらったということやったです。こういうことがあったということは了承したというふうな答えやったと思います。

下村委員長 内野委員。

内野委員 了承したということで、その後は何もないんですね。今ずっと話聞かしていただいて、女性の立場なんですけども、仕方なくつくったとか、再々、断りにくいという環境の中でね、すごくパワハラめいた、そのような感じにも、私、受け取ったんですけども、そういうような圧力的なものを感じたこととかはありましたか。

芝 証人 再三来られましたんで、拒んではおったんですけども、最初は、それでも来られて、つくれということやったんで、圧力は確かに感じてたと思います。

下村委員長 内野委員。

内野委員 ということは、やはり、市の助役でもあったし、また先輩でもあったということで、すごく圧力を感じたということによろしいんですね、圧力があつたということ。

下村委員長 吉村委員。

吉村始委員 私もちっと1件だけです。先ほどの質問でですね、契約の内容についてはということで、岡本議員から金額の指示だけはあつたということだったんですけど、これは、何通かつくられましたけども、それぞれ、この金額で、この金額で、この金額でっていうふうに指示があつたというふうに考えたらいいのでしょうか。

芝 証人 はい、そうです。

下村委員長 それによろしいですか。

吉村始委員 はい、結構です。

下村委員長 ほかに何かございませんか。

西川委員。

西川委員 ご苦労さんですね。芝さんには、この前の参考人で来ていただいて、ほぼ同じことを発言していただいています。芝さんはわからんですね、これ、岡本さん、8月の20日にですね、岡本さんが7月の30日に参考人で来てくれてたら、私らも対処しようあつたけども、8月

の20日に、この報告書いうのを持ってこられたんですよ。それはですね、芝さんが来てですね、いろいろ参考人として協議会で言うていただいている内容とですね、全然違う内容なんですよ。これ、あなた、やっぱりきっちりと目を通しておかなあかと僕は思います。委員も目を通す時間なかったんから、こういうことの中でちょっとお聞きしますけども、さきほどですね、あなたは、平成27年1月中ごろに、岡本吉司議員と池原部長と一緒に、葛城市新庄庁舎5階面談室で勝田不動産鑑定士と3筆の土地の価格を決める打ち合わせをされていませんか、こう聞いたら、してませんって答えてますねん。しかし、岡本さんは、中旬かどうか知らんけど、やったというて、したと言うてるわけですよ。それで、さっきですよ、今配られたんですよ、これ、勝田さんから。平成27年1月中旬ごろに土地鑑定の件で連絡があり、庁舎5階面談室で、芝さん、池原さん、岡本さん面談して、この新町110番、111番の土地鑑定のある図面で説明を受け、現地を確認の上、おおよそ評価額を口頭で連絡しましたというて、こういう申述書いうんですか、きょう、これ出てきてるんですよ。こういうふうなことを言うたはるから、委員長にはお願いしときますけども、勝田さんに今後はっきりと、こんな申述書やなしに、しっかりと証人として陳述してもらうように要請しときますわね、これ。それで、あなた本当にこれしてないわけですよ。

芝 証人 それはしてないです。ただね、ちょっとその辺のことを屋根と一緒に調べておりますと、私と屋根が平成26年の12月4日以前に、岡本議員から、5階の面談室に来いという呼び出しを受けまして、行きました。それがちょっといつかは覚えてないんですけども、そこに行くと勝田鑑定士さんがおられて、新町の関係のことを岡本議員が説明されました。そのときに私ら2人も呼ばれて行ったんですけども、それは何のことやってんのかその当時はわからなかったんです。その後、ちょっとメモを見ますと、12月4日に勝田鑑定士さんの方から屋根の方に電話で、単価が、平米2万300円で鑑定が出そうですというふうな連絡が来てます。それは何のことかわからんとそのままほっておりました。私は、12月4日以前に会ったんが、勝田さんは初めてです。1月には池原部長とは会ってません。

下村委員長 西川委員。

西川委員 そうするとですね、今おっしゃったん、平成26年の12月4日以前ということですね。それで、勝田不動産鑑定士さんを、あなた方、市がって、こういうふうなことを岡本さんはおっしゃってるんですけども、それは、市ということは、あなた方がこの勝田不動産を中に入れたんですか。

芝 証人 それは違います。私は、そのとき初めて勝田不動産の方に会いましたんで、私どもから依頼したということはないです。

下村委員長 西川委員。

西川委員 ということは、岡本議員さんに呼び出されて、行ったら、勝田不動産鑑定士がおられたと、こういうことでええんですね。

芝 証人 そうです。

下村委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 今、西川委員が質問したところの、同じところについてですけど、お聞きしますけれども、不動産鑑定士と5階の面談室で岡本議員、ほかに屋根さんですか、と同席して話をしたということですけども、不動産鑑定士ですから、当然、土地の評価額のことについてになりますけれども、これについて何のことやらわからないというふうに、何をしてるかわからないというふうにおっしゃいましたけど、どこの土地の鑑定についてということについては覚えておられますか。

芝 証人 おそらく、もうそれしかないんで、新町の今の件やと思います。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 つまり、新町の土地の農道ですね、その土地を有償にしてくれという話を地元から一度、何度かかわかりませんが、知っておられて、拒否されてるから、地元としては、その部分を有償でというふうな話を、要望があったということはご存じだったと思うんですね。その上で不動産鑑定士を呼んで金額の話まで出てきているということだろうと思うんです。そこです、契約書の作成のことに移りますけれども、この契約書というのは、文例だけではなくて、地権者の名前及びその地権者に提供していただく土地の地番及びその面積まで入っている契約書なんです。それは、面積とかも含めて芝さんがつくられたんでしょうか。

芝 証人 そうです。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 ということは、先ほどからあるように、測量もされて立会もされてるわけですから、どこが提供する部分かということが多分ご存じだったので、ちゃんと地番も入ったということだと思っんですね。そうすると、あとは金額の部分なんです。金額の部分は、岡本さんからその金額を言われたというふうにおっしゃいましたけれども、岡本さんと一緒にこの不動産鑑定士を呼んで、その価格についていろいろ話をされていると。そこでどんな話が出たかということは、ご記憶ありますか。

芝 証人 私が呼んだんではないんです。呼ばれて行ったんで、その辺の話はわかりません。金額につきましては、全く関心はありません。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 その後で屋根さんの方に、実は不動産鑑定価格がですね、平米当たり何ぼというふうなことがあったというふうなこともお聞きになってるので、関心がないとおっしゃってはいませんが、どうもそのですね、契約書をつくる時点での面積、それに関して鑑定価格掛けたら金額が出るわけですから、そういうふうな具体的な金額も実際に岡本さんから言われたと言ってるけれども、実際には芝さんがそこを記入されてるわけですね。ワープロか何かで記入してつくられたということですね。

はい、わかりました。

下村委員長 ほかに。

西川委員。

西川委員 ちょっとね、先ほどのことですけどね、ちょっと食い違いがありましてね、無償提供をするんですね、登記ですね。登記をするのにですね、これを寄附しますよという承諾書ですね、

寄附証書ですか。承諾書と寄附証書とは違うん。

芝 証人 両方あります。

下村委員長 両方ありましたね。

西川委員 せやから、寄附証書はですね、岡本さんが、寄附の承諾書は、岡本さんがそれぞれの地権者に、河合さんに頼まれてもらいに行ったとおっしゃってるんですよ。寄附証書にも印鑑もらわなあきませんね。それは、岡本さんがもらいに行ったんですか。それとも、あなたがおっしゃってるように、寄附証書はあなたがもらいに行ったと。どう認識されてるんですか。

芝 証人 登記の関係の書類はうちで行ってます。ほかにも筆界確認書とかありますんでね。せやから、その辺はうちで作成してますんで、印鑑なりはもらいに行ってると思います。河合部長は、この辺のことは全然知らんと思います。

下村委員長 ちょっと待ってくださいね。

西川委員 今、ちょっとこれ、見せてもうてますけどね。土地寄附証書というのは、あなたはもらいに行っておられませんか、寄附証書というのは。

芝 証人 この辺は、もう登記書類1件ですんで、同時に行ってるはずですよ。

西川委員 寄附証書は、先ほど、岡本さんがもらいに行っという、委員長、そういうことでしたね。その後、これは多分登記です。登記承諾書兼登記原因証明情報と、こうあるんですよ。これは、その当時の市長の山下和弥さんにですね、それぞれの土地をお持ちの方が、印鑑をつけて出したはるわけですよ。寄附承諾書、登記の承諾書いうんか、寄附証書、これも一連は、あなたがもらいに行ってるんですか。

芝 証人 これを私と屋根とでもらいに行ってるはずですよ。この辺の一件の書類は、ほぼ同時にもうてると思います、いつも。

西川委員 河合さんに頼まれてね、岡本さんがもらいに行っという部分があるんです。これがどう食い違ってくるのか、こここのと、あなたに聞いてもわからんからね、ちょっとまた後で聞きますけれども、それは何でかいうとですね、何でそういうこと聞くかいうと、先ほどからあなたがおっしゃってるように、この契約書そのものをこしらえるということから、あなたはもう疑問に思うてるのにつくってるわけですよ。無償提供やいうことはわかってんのに、言われてつくってるというあなたの証言や。せやけども、つくった以上は買い上げる、お金を払うというがための契約なんですよ。それを、岡本さんが河合さんに頼まれてもらいに行っということをおっしゃって、一方で、無償の提供をしてくれという印鑑も承諾書も岡本さんがもらいに行っ、こうおっしゃるんでね、そこんところをしっかりとあなたに確認してるわけですよ。そんな矛盾するようなことを、一方で金払うて、一方で無償ていう、同じ土地をですよ。そういうことを、岡本さんがもらいに行っ言うたはるわけですよ、印鑑を、河合さんに頼まれてと、こういう言い方です。そこがね、あなたは登記手続をするための印鑑をもらいに行っは、寄附行為やからわかりますねん。せやけど、寄附するという承諾書まであなたはもらいに行っはるんですか。

芝 証人 ちょっとはつきり覚えてないんですけど、ほかの件でも一緒なんですけど、登記の関係書類いうのは、そんなとき一遍にいただきますんで、多分、私と屋根とでもらいに、全部ほかの

筆界確認書とか、そういった印鑑の必要なところはもうてるように思います。

下村委員長 西川委員、どうぞ。

西川委員 それとですね、これ、どなたの土地か知りませんが、ここで言うてる永小作にかかって処理をせんなあかんときにね、おっしゃってんのが、芝さんにこういう指導をしたというときにですね、若井司法書士さん、これは葛城市で頼まはってんと、こういうふうなことを言うたはるんですけども、この若井司法書士さんは、葛城市いうか、芝さんなり屋根さんなり、あなた方がこの方に頼んでこの処理をしたんですか。

芝 証人 10月2日に、確かに若井司法書士とは会ってますけども、そのとき初めて会ったような状態でした、それは岡本議員からの紹介やと思います。

下村委員長 西川委員、それでよろしいですか。

西川委員 はい。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 岡本議員から紹介だと思いますと今おっしゃったんですけど。その根拠いうか、どういうことでそういうふうにおっしゃられてるのか。ちょっとそれを確認したいんです。ただ思っただけなのか、確かに岡本議員からの紹介なのか。

芝 証人 紹介です。私は全然面識ございません。そのとき初めて会いました。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 芝さんが面識がないのと、岡本さんが紹介したというのはすぐ結びつかないので、つまり、ほかの方かもわからないし、ちょっとそこが、だから確かめたかったんです。つまり、確かに岡本さんが何らかの連絡をして、その方をやったという何か確実なものがあるのか。ただ、自分はですね、行ったらいてはったからということなのか。そこはちょっと違うと思うので、何か確実にですね、紹介されたと、それは思ったということではなくてね。

芝 証人 紹介されてます。思ったんやなしに、紹介されてます。私はその方と面談がないんで、全然そういう方知らなかったんで、そのとき初めて会ってます。

谷原委員 芝さんが面識なかったというのはわかるんですけどもね、そこに若井司法書士がいたということで、岡本さんもいたということで、必ずしもそれがね、一致するとは、そういう場合もあるでしょうけども、そうでない場合もあるのでね、それが何か確実なものがあるかどうかいうことをちょっとお聞きしたんです。もうこれ以上あれなので、何度も同じ質問になるのでね、これはちょっと置いときます。

次に、契約書のことなんですけれども、この契約書の見本いうかな、ひな形というふうに以前におっしゃってたと思いますけども、実際には、判こをつけば、もう発効するような状態ですから、契約書ですよ。もう捺印すれば、これは契約どおりになるということで、収入印紙ですか、それについても金額も書いてということになってますから、これを岡本議員に渡されたというふうにおっしゃいました。次にですね、それは、何か岡本議員が、例えば、地権者から捺印されたものを、芝さんが受け取られたということはありませんか。

芝 証人 私は受け取ってません。どっか出てたときに、戻ってきたら机の上に置いてありました。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 今お聞きしたら、岡本議員にその書類を渡したと、2部、3つですね、地権者3名……。

芝 証人 地権者2名の方の契約書だけでした。土地改良区の契約書はなかったです。

谷原委員 見本だということで、お渡しになったのが……。

芝 証人 それは3部渡してますけども。

谷原委員 3部渡したと。それで、捺印されたものが、ある日、芝さんの机の上に、そのうちの土地改良区を除いた2つが机の上にあったと。それは、どなたが持ってきたとか。

芝 証人 それはわかりません。

下村委員長 関連性でね、先ほどからちょっと疑問があったのが、この書類の中で、書類があるんです。ちょっと見てもらえます。日にちのことなんですけれども、土地寄附証書は平成27年2月17日となってまして、その次の、登記承諾書兼登記原因証明情報というのは平成27年の5月25日ということで、年度がかわってるわけなんですけれども、これについてはご存じないですか。こちらの書類の方でね、ちょっと納得のいかないところがありまして。

芝 証人 この土地寄附証書の2月17日ですけども、これが実際に現地立会して土地を提供していただくという位置を示させてもうた日なんです。これからいろいろと書類の作成が出てきますんで、日がずれてるというのはあります。最終的に登記原因証明情報ですね、これは、日付は法務局に提出に行けそうになった日といえますか、この辺のずれは、書類の作成によってずれが出てくるのはちょくちょくある……。

下村委員長 年度がかわってても、これは仕方ないという。

芝 証人 そうです。

下村委員長 西川委員。

西川委員 関連ですけどね、登記完了したというのは、芝さん、それは、完了した年度、日にちはいつですか。

芝 証人 これは、この書類を見ますと、6月7日。

西川委員 何年の。

芝 証人 平成27年の6月7日です。これは、私もう異動で農林課にいてなかったんで、屋根の方で手続やってもうてると思います。

下村委員長 西川委員。

西川委員 屋根さんが手続したんか知りませんがね、ここが僕は一番矛盾してる言うてるんです。というのはね、岡本さんの報告書にどう書いてるかいうとね、登記手続がね、完了した後、私の方で金をお持ちしております。もっとも、領収書については、私は河合さんの了解を得て、私の方で保管しております。登記手続が完了した後、私の方で金をお持ちしておりますと、こうおっしゃってるんですよ。しかし、先ほどのですね、出金ですね、出金してるのは平成27年の3月6日なんです。3月6日では、それでは登記手続完了してませんね。

芝 証人 してません。6月7日で完了です。済みません、6月4日です。

西川委員 それ、はっきりしといてくださいね。書類で出てるんですよ。間違いありません。そこははっきりしといてください。それは間違いありません。

下村委員長 それとね、ちょっと先ほどの日にちの件なんですけれども、先ほど言った平成27年の5月25日というのは、芝さんはもう異動されてますね。

芝 証人 はい。

下村委員長 これ、誰が。

芝 証人 登記関係は、屋根が引き続きやってたと思います。

下村委員長 ひょっとして、この日にちというのは、空欄のまま印鑑をもらったとか、そんなことはないです。

芝 証人 それはないと思います。

下村委員長 芝さんは、土地寄附証書だけということですね。

芝 証人 そうですね。一連でもらいますんで、これは後から日入れたかもしれないですわ。

下村委員長 これというのは、その後の部分の。

芝 証人 土地寄附証書ですね。ここは立ち会いの日を入れるのが普通ですんでね。

下村委員長 土地寄附証書は。

芝 証人 はい。立ち会いの日が2月17やったんですよ。立ち会いで了承もうた日を入れるのが普通ですんで。

下村委員長 土地寄附証書は平成27年の2月17日に。

芝 証人 17日に立ち会いしてますんでね。それで了承いただけてますんで、その日付でもって寄附証書はいただけてる形です。

下村委員長 これは芝さんが印鑑をもらわれたということですね。

芝 証人 私と屋根と一緒にいったと思います。ちょっとはっきり覚えてないですけど。

下村委員長 先ほど言った登記承諾書兼登記原因証明情報は平成27年の5月25日ですけども、これも5月25日以前に印鑑をもらってられるんですかね。

芝 証人 これはそうかもしれないです。

下村委員長 年度がわりやけども、年度内にもらってるかもしれないと。

芝 証人 そうですね。それはちょっとわかりません。

下村委員長 西川委員。

西川委員 あなたもこういうことをよう知ったはるわけですよんか。委員長どういうことを聞こうとしてんのか知らんけれども、登記手続の完了いうたら、何をもって完了いうんですか。

芝 証人 登記済証の発行をもって登記手続の完了やと思います。

西川委員 その日付はいつになってるんですか。

芝 証人 6月4日です。

西川委員 そういことですよ。それやのに、その完了がそこやのに、何でこんな平成27年3月6日に大金があるのかって、おかしいなって言うてるんでね。あなたに聞いてるのは、完了が今おっしゃったとおりですよ。登記手続の完了はそれで完了なんですやろう。

芝 証人 そうです。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 岡本議員の報告書の中にはですね、登記完了後にお金を払ったというふうになってるので、

これは岡本議員に、実際にどうかいうことをもう一回確認はせなあかんとは思うんですけれども、2月17日に、寄附により葛城市に所有権を移転するという、この2月17日というのは寄附証書に地権者が同意したということの日付なんではないでしょうか。だから、その日付で、本来だったら年内に、それはもうおっしゃったことですが、年内に手続せなあかんけれども、いろいろ忙しくて、転勤とか、部署が変わったりしてですね、あと後任に任せてこうなったという流れでよろしいわけですね。

芝 証人 はい。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします。きょう、朝からも岡本議員さんと話聞いて、ちょっと全然ね、話がいろんな、契約書一つとっても全然違う情報が入ってくるんですけども、逆に芝さんからね、いろんな情報を聞いて、これはこうだとか、岡本さんが言うてることは違うぞっていうことが何かあれば、ちょっとお聞かせ願ひたいんですけども。

芝 証人 私が言ってることは、ほんまにあった話です。何も隠さず話してます。確かに平成25年に予算を組んどけという話があって、平成26年に予算計上しました。平成26年だけではちょっと費用がかかり過ぎたんで、平成27年度まで工事はまたがってますけども、その辺もね、全部、契約書の作成とか、そんなも全部岡本議員から指示受けてやってまして、河合部長は、その辺の細かい話は全然知らないと思います。河合部長から指示を受けたことはありません。

下村委員長 杉本委員、それでよろしいですか。

杉本委員 はい。

下村委員長 ほかにございませんか。

増田委員。

増田委員 朝からの岡本議員からのですね、この道路に関するきっかけといいますか、拡幅に関するお話の中でですね、非常に、当時といいますか、改修前は雨による水害が問題になってる箇所やというふうなお話がありました。私、それじゃあ水路改修なんかなというふうに思ったんですけど、結果的にはですね、この農道の拡幅になったということでございます。その中でですね、芝さんから先ほどご説明ございましたように、農道の敷地については無償提供が原則であると、こういうふうにご説明ございました。読みかえますとといいますか、よく使われる言葉にですね、原則は原則やと。例外もありというふうな読み方も、時と場合によってはあると。岡本議員の方からも、例外もあるというふうなお話もですね、若干ございました。芝課長の経験でですね、そういう例外についての事例がですね、過去にあったのかどうかお聞かせを願ひたいと思います。

芝 証人 私は昭和62年に新庄町役場に入りまして、そのときにちょうど南花内の花内台団地の西側、ちょうど南花内新池との間の道路の拡幅工事をしていた最中やったです。私は、入ったすぐなんで、内容はあんまりわからなかったんですけども、後で聞いた話ですが、その当時は用地買収費というのがありまして、用地買収費を今度地元負担金に充てるというふうなことをやってたというのは聞いたことがあります。それ以降ですね、私が工事やってる間、今までず

っと仕事やってきた中では、用地を支払いしたというふうな工事はないです。基本的に農道は提供していただくというふうに、合併してからでもいろいろ、西辻とか寺口とか笛吹とか加守とか、いろいろと道路工事ありましたけども、全て提供していただいて、あとは、登記の手続は市ですというふうにやっております。

以上でございます。

下村委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。結論的には、過去にはそういうふうな処理の仕方もあったけども、近年、そういうことの事例はないと、こういうことでいいですか。

芝 証人 私が農林課で担当した工事では、ないです。

下村委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 先ほど杉本委員からもお話がありましたけれども、ちょっと重要な点ですね、岡本議員と芝さんとの間で食い違いがあるんですよ。その1つが、契約書を誰から受け取って、誰に渡したかということなんですね。先ほど聞きましたら、芝さんの方は、岡本議員に渡したと。そのうちの2通が戻ってきて、机の上にあったというふうになりましたね。机の上にあったこの書類をですね、ごらんになられましたか、その中を。そしたら、捺印されてありましたか。捺印されてたら、それは売買契約そのものということになりますよね。つまり、芝さんがみずからつくった、金額も入れて、地番も面積も入れた契約書、それに捺印があったとなれば、売買契約そのものになるわけです。それを芝さんが確認された後、これはどういうことだということとか、上司に相談をされましたか。

芝 証人 それ見た瞬間はびっくりしました。何でこんながあるのかなというのはありました。その当時の課長には、こういうことがあったからという話はしております。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 そのときの課長は池原さんということですね。

芝 証人 そうです。

谷原委員 ということは、百条の委員会が問題になって、そこで岡本議員から池原課長の方に、契約書があるやろうというふうな電話があったので、探せということになって、探してみたらあったということですよ。ということは、戻ってきた契約書を確認して、池原さんに言ったということは、どこかで、課の中で誰かがそこへおさめたということにもしか考えられないんですけれども、そういうことなんでしょうか。

芝 証人 戻ってきたんは平成27年の2月か3月か、そのあたりやと思います。そのときにも課長には相談してますけども、もうどうすることもできず、多分とじたんやと思います、私が。今回、平成30年の2月に池原部長が、私にあるかどうか確認してくれというのは、それまでは私は完全に忘れておりました、その契約書があること自体を。また発見してびっくりしたような状態です。その後、また岡本議員にも電話しました。1回目探したときはなかったんですけど、2回目、ないから、ないという電話をしたら、そんなわけない、あるはずやと、土地改良区の契約書は自分が持ってるからというふうな電話やったんです。応答というか、

それがあったんで、もう一回探してみると、その2通の契約書が出てきたということです。

下村委員長 よろしいですか。

谷原委員 はい。

下村委員長 ほかにございませんか。

西井副委員長。

西井副委員長 芝さん、ご苦労さんでございます。先ほども委員長からちょっと質問あったことを、もうちょっと詳しく聞きたいと思いますので。

今年の5月7日付で事情を記載した報告書を作成されましたね。

芝 証人 はい。

西井副委員長 作成されたことを正副市長に報告されまして。その書類は正副市長に、両氏に提出されましたかどうか。

芝 証人 渡したと思いますけど、時間もなかったんで、ちゃんとした説明はできてない可能性はあると思います。

西井副委員長 これは、池原部長も一緒について行ってもらっておられますやろう。その説明について、部長も両方一緒に説明されましたんか。

芝 証人 一緒に行ってますんで、同じような説明しております。

西井副委員長 その中で、本来ならば、これ、部長と芝課長と提出されてるその文章自身が、公文書でないところに判押してるやないかということも含めて、の書類も含めて提出されてんと、相談に行かれたというふうに聞いているわけです。そういうことですね。

芝 証人 報告書は持っていきましたけど。

西井副委員長 せやから、そういうことを説明した報告書を持っていっておられるということですね。それについて何らかの反応が、というのは、公印も含めて、あなたがうそをついてるか、ほかの人がうそをついてるかということも含めて、これ、実際調査しなければならない重要な問題にもかかわらず、そのままほってるんかどうかということを、あなたの意見として聞きたい。

芝 証人 難しい話なんで。

西井副委員長 その対応についてね、そしたら、どのような対応をきちっとされたか、覚えてることだけきちっと教えてください。

芝 証人 一応、過去にこういうことがありましたいう、時間もなかったんで、そんな詳しい説明はしてないです。こういうことがありましたという報告はしましたけど。

下村委員長 西井副委員長。

西井副委員長 作成された書類は、どちらか1人に提出されましたんかな。

芝 証人 副市長には渡しました。

西井副委員長 渡されました、副市長に。市長には渡しておられますんかな。

芝 証人 渡したと思うんですけど。

西井副委員長 ちょっと確認、わかりませんか。

芝 証人 ちょっとわからないです。

西井副委員長 その辺について、副市長には確実に渡しておられるということですね。池原部長はそ

れについて、一緒に説明するという事はなかったんかどうか。ないしは、その説明の中で、どのような答弁があったんかどうか、記憶の範囲で教えてもらいたと思います。

芝 証人 預かってくということで話をされました。内容は簡単には説明してますけど、込み入った内容と思いますんで、すぐには、預かっときますいうふうな返事やったと思います。

下村委員長 西井副委員長。

西井副委員長 そしたら、預かっくだけで終わったということですね。

芝 証人 そうですね、はい。

西井副委員長 わかりました。

先ほどから、登記するのに、結局、無償提供ということで登記されてますわね。本来いうたらね、契約書が出てきたと。登記終わってからか、契約書が出てきたんが。登記手続して、並行的に契約書が出てきたということになれば、そこでまた登記手続の中で、市としては無償提供やけども、売り買いされてるという起因があると。それについての不信というのは感じられませんでしたか。

芝 証人 不信は不信です。ただ、どこからそんな金が出るんかというのがあって、私らはそんな金の出どころとかはわかりませんので、何でこういうことになってるのかなという不思議な感じはしました。

下村委員長 西井副委員長。

西井副委員長 本来ならば、おっしゃるとおり、登記情報の中で、まず、寄附なら寄附という形で、それが売り買いということで現実にそれがわかったとしたら、現実、登記法違反になると思いますわ。その辺も認識されて不思議やなと思われたんかどうか、ちょっとその辺。もちろん、芝課長が、今の話聞かしてもらってたら、登記するのに無償提供のもとで登記手続をされたんやと、また屋根氏に継続してされたもんやというふうに聞かしてもらってるわけですが、現実そのような認識さしてもらってよろしいかどうかも、ちょっとお伺いしたいと思います。

芝 証人 最終的に、年度またぎましたんで、私だけではできなかつたんで、最終的には屋根の方に引き継いで登記手続をしてもらったというふうな形になっております。

下村委員長 ほかにございません。

内野委員。

内野委員 再々、同じことをちょっと聞くかもしれませんが、ちょっと教えてください。先ほどね、机の上に2通契約書が置いてあったと。それをファイルにとじた。

芝 証人 とじたんは、私とじてます。

内野委員 そのときに中身を見られたって、そのときには押してあったんですか。

芝 証人 押してました。公印は押してました。

下村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようでしたら、以上で証人の芝氏に対する尋問は全て終了いたしました。

証人におかれましては、ここでご退席いただいて結構でございます。長時間にわたり、まことにありがとうございました。

(芝証人退室)

下村委員長 ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後2時53分

再 開 午後3時05分

下村委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、小走邦昭氏から証言をいただきたいと思います。

それでは、小走邦昭氏、入室をいただきます。

(小走証人入室)

下村委員長 お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。本委員会の調査のために、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上、知った事実であって黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

また、公務員または公務員であった者が、職務上の秘密に属する事項について尋問を受けるとき、その監督官庁の承認を得る前は、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、お申し出を願います。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく、証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知お願います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

宣誓書の朗読をお願いいたします。

小走証人 宣誓。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事もつけ加えないことを誓います。

平成30年8月23日。

小走邦昭。

下村委員長 それでは、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(小走証人署名捺印)

下村委員長 それでは、これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証人は、発言の際も着席のままです。

また、証人は委員に対しては反論や質問をすることはできないことになっておりますので、ご了承をお願いいたします。ただし、尋問内容が不明確であり、それを明確にするための発言は認められております。

なお、委員各位におかれましては、先ほどの証人尋問の際に申し上げました注意事項を十分ご留意いただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

ただいまより尋問に入ります。最初に人定尋問を行います。

まず、あなたは小走邦昭様ですか。

小走証人 はい。

下村委員長 次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に確認事項記入票に記載いただいた内容のとおりですか。

小走証人 はい、そうです。

下村委員長 それでは、これより証人から証言を求めたいと思います。

それでは、証人にお尋ねをいたします。

まず、農協口座の開設から出金の確認についてお尋ねいたします。

奈良県農協忍海支店普通貯金8531、新村区長の口座は、平成20年12月11日に開設されているのですが、なぜ新村区長の名前で開設したのですか。

小走証人 新村の岡本さんも市役所の副市長であったし、村の役員でありましたので、その何かの補助金があると思うて開設したと思います。

下村委員長 次に、口座の開設手続を行ったのは誰ですか。

小走証人 私と岡本さんと思います。

下村委員長 小走さんと岡本さん。

ちょっと先ほどの農協口座の開設されるときに、岡本さんからどのような説明を受けましたか。

小走証人 説明というよりも、区長さんと一緒に農協へ行ってくださいと。区長印で口座を開設するのに行ってくださいと言われました。

下村委員長 それだけですな。

小走証人 はい。

下村委員長 当時の新村区長であったあなたの承諾は得ているのでしょうか。

小走証人 承諾って、どういうことの承諾ですか。

下村委員長 口座開設をするという承諾。

小走証人 承諾ちゅうのは、村としては区長が口座をつくるのであって、ほかの人ができませんので、区長名で何かの補助金でもらうときにつくったと思います。そういう口座やと思って、私も一緒に行ったと思います。

下村委員長 わかりました。

次に、これは新村区にも財産として存在が把握されている正規の口座なのでしょうか。

小走証人 正規ではないと思います。

下村委員長 正規ではないという判断ですね。

小走証人 はい。

下村委員長 開設日に、1億8,351万8,491円が入金されているのですが、このお金はどこに保管してあったものか、移ってきたのでしょうか。

小走証人 その通帳で、そのお金が入ったん見たことないです。通帳も私は一切知りませんでした。

下村委員長 では、誰が持っておられましたか。

小走証人 岡本さんが恐らく持っていると思います。

下村委員長 岡本さんが持っておられたと。

小走証人 はい。

下村委員長 小走さん、あなたはこの通帳の開設だけですか。

小走証人 だけです。

下村委員長 開設だけに一緒に行かれたと。

小走証人 その日だけ一緒に行ったと思います。

下村委員長 このお金の出どころですが、あなたは何であると把握していますか。

小走証人 それは余りわかりませんが、そんだけ金入ってたら、村に大変喜ばしいことと思います。見たこともないからわかりませんが、そういうことがあったら、村の財政が大いに潤うと思います。

下村委員長 その口座を開設されて、それ以後、出金または入金とかにあなたがかかわったということとはありますか。

小走証人 一切ありません。

下村委員長 一切ないですか。

小走証人 行ったこともないです。

下村委員長 小走さんはこのお金の出金には一切携わってないと。

小走証人 僕はね、大体平成22年の12月31日まで区長でした。それ以降は、私は区長ではありません。

下村委員長 今、そちらの方に書類を持っていってもらってますけども。

小走証人 これはあれですね、開設当時の入金ですね。

下村委員長 1万円ですね。

小走証人 開設時ですね。

下村委員長 開設申込書。

小走証人 申込書ですね。

下村委員長 1万円。これは小走さんが。

小走証人 私、出したか、岡本さんが出したかはわかりません。今、覚えはないです。もう10年前やから覚えはないです。恐らく出してるかもわかりませんし、出してないかもわかりません、それは。

下村委員長 ここに新村区長と書いてますね。

小走証人 ああ、書いてる。

下村委員長 それは小走さんが書かれたかどうかというのは。

小走証人 これは書いたと思います。口座やから、自分で書かんとやっぱし。

下村委員長 わかりました。

次の払戻請求書という1万円があるんですよ。これも新村区長、その下に小走邦昭と記載されてますけれども。

小走証人 同じ日やから、もうその日に出してると思うので、恐らくこれも書いたと思います。

下村委員長 それでは、その次の入金申込書というのがあります、1億8,351万8,491円の入金申込書。これも名前の方に新村区長、小走邦昭さんと書かれておりますけれども。

小走証人 これは、恐らくこの小走というのは書いたかもわかりませんが、この金は書いてなかったと思いますわ。

下村委員長 金額は書いてなかった。

小走証人 なかったと思いますわ、これ。

下村委員長 それでは、その次に、平成20年12月16日の25万円ですね。これも新村区長、小走邦昭さんで書かれておりますけれども。

小走証人 これも恐らく11日の日に書いてると思うんですわ。皆、ここまでは。11日の日に。開設日に。

下村委員長 開設のときに。

小走証人 はい。そやから、この金も一切書いてなかったかと思うんですわ。

下村委員長 金額も書いてなかったと。

小走証人 はい。

下村委員長 平成21年12月22日で、1億8,330万円の金額で、名前が新村区長、その下に出金為替ということで岡本吉司氏、小走邦昭氏と個人名が書かれてますけれども。

小走証人 これ、何ですか。払い戻し。

下村委員長 払戻請求書と書いてますね。普通預金から定期預金に振りかえられてるという。

小走証人 これは、こんなん見たことないですわ。これは。

下村委員長 小走さんの名前は書いてますけど、これは小走さんが書かれたんじゃないですか。

小走証人 これ、見たことないですわ。こんなやつ見たことないです。

下村委員長 その次、平成22年12月29日ということで、1万3,000円ですか、出金されてると思うんですけど、ちょっとコピーが薄いんでわからないんですけども、新村区長、小走邦昭さん

と書かれてますけども。

小走証人 これは一切知りません。

下村委員長 知りませんと。

小走証人 知りません。これは恐らく私の区長の最後の、29日いうたら最後の日ですわ。これがもう、まあ言うたら31日までが私の最後の区長ですので、一切知りません。

下村委員長 次のページなんですけど、同日ですね、平成22年の12月29日、定期貯金解約（支払申込書）ということで1億8,330万円、これ新村区長、小走邦昭さんと書かれておりますけれども。

小走証人 一切金の、これが。

下村委員長 これも。

小走証人 1億8,000は全部、全然知りません。知りません、定期も何も。

下村委員長 このお名前、小走邦昭さんと書かれてますけれども、これは小走さんの字ではないと。

小走証人 はい、これは字でないです。

下村委員長 ないですね。そうしたら、恐らく、その次のページの1億8,350万円、定期貯金口座開設申込書、これもご存じないということになりますね。

小走証人 ないです。

下村委員長 それでは、その次、平成22年12月29日の入金申込書で38万7,123円、これも。

小走証人 これ何、入金って、これ何ですの。これも知りません。

下村委員長 このお名前を書かれているのは、小走さんが書かれたんではないと、そういうことですね。

小走証人 はい。

下村委員長 もう少しあるんですけれども、次の平成23年12月29日、1億8,350万、定期貯金書替継続申込書で新村区長となってるんですけれども、これもご存じないというか、小走さんが書かれたものではないと。

小走証人 私、このときはもう区長でないです。

下村委員長 区長でない。そうしたら、これも。

その次の次のものですかね。定期貯金書替継続申込書、平成26年12月29日で1億8,370万円というの。これ、新村区長も書いてるんですけれども、小走邦昭さんと。

小走証人 平成26年ですな。全然知りませんわ。

下村委員長 これも知りませんか。

小走証人 区長でないから、もうわかりません。こんなん、私の字違うと思う。

下村委員長 その次の、平成27年3月6日、これも区長でないんですが、208万7,510円ですか、これ、新村区長、小走邦昭さんと書いてますけれども。

小走証人 違います、こんなん知りません。

下村委員長 その次のページ、平成27年3月6日、払戻請求書93万7,500円、新村区長、小走邦昭さんと書いてますけれども。

小走証人 これも知りません。

下村委員長 これも知らない。

その次の平成27年4月2日、150万円、払戻請求書、新村区長、小走邦昭さん。これはあなたが書かれたものですか。

小走証人 私の字でないし、これも一切知りません。

下村委員長 その次、平成29年7月25日、払戻請求書で27万円、新村区長、小走邦昭さんと書いておられますけれども。

小走証人 新村の区長でないし、私、区長でないのに自分の名前を書くことはめったにありません。知りません。

下村委員長 邦昭さんは書いてないと。

小走証人 はい。

下村委員長 その次のページ、同じことを聞くんですけれども、平成30年1月12日、1億7,460万3,750円。

小走証人 これは違うで。これは今の現職の区長。

下村委員長 残りの2、3枚、これ、小走邦昭さんの、名前は違いますけれども、字体は小走さんが書かれたのではないと。

小走証人 ないです。

下村委員長 ないですか、3枚とも全部ね。

小走証人 はい。

下村委員長 小切手ですね。1億8,351万8,491円、平成20年12月11日の日付になっております小切手の裏に、新村区長、小走邦昭さんと記載されておりますけれども、これも。

小走証人 こんな覚えはないと思います。

下村委員長 小走さんがこれを、小切手を書いてないと、これは小走さんの字ではないということですね。

小走証人 はい。

下村委員長 お金に関して、今ずっと聞いてましたら、もうある時点で全然通帳も、お金の動きはわからないと、いらってないということのご返答なので、もうこれでこちら側は結構でございます。ありがとうございました。

こちらの質問は終わりましたけれども、委員の方から補足尋問がございます。

西川委員。

西川委員 ご苦労さんでございます。もう台風も近づいて、1つだけお聞きしたいんです。小走さん、区長やっておられたんが平成22年12月まで。

小走証人 はい。4年間、平成19、20、21、22年まで。

西川委員 12月いっぱいということですか。

小走証人 12月いっぱい、1月3日に初寄りする、そこまでやることも。

西川委員 ということは、平成22年の12月はまだ区長さんであったということ。

小走証人 区長でありました。

西川委員 そうですか。いや、ちょっと1つ確かめたいんですが、午前中に岡本議員の質問で、平成

22年12月29日に1万3,000円の出金があるんです。この印鑑についてどうおっしゃったか言いますと、先ほどおっしゃったように新村区の本来の現金、まあ言うたらお金ではないという認識は岡本さんもお持ちのようなんですが、しかし、個人で持っておられへんから、新村区の方のお金のようにしたと、こういうふうな言い方をされてるんです。そのときに、一番最初、平成20年12月11日に一緒に行かれたときは、新村区の印鑑をお持ちで、今現在も使っておられるかどうかわかりませんが、正式な印鑑をつけておられると思いますね。この新村区の。

それで、この12月29日、まだ区長でおられたときに、全然知らんと言うけど、出金に新たに新村区の印鑑をこしらえてはりますねけど、そちらの印鑑ではなしに、印影が全然違うんですよ。その印鑑をこしらえてはるんですけども、岡本さんのいわくは、そちらの了解ももうた上で、僕は理解しとるんですけども、もうた上でこの印鑑を新たに、これは新村の本来の、先ほどおっしゃったように違うから、ちょっと出し入れすんのに、そちらの了解のもとに、この新村区のですよ、区長の印鑑をこしらえたと、これは了解のもとにこしらえたとおっしゃってるんですけども、現、そのときに区長やった小走邦昭さん、そのことを了解されたんですか。

小走証人 その印鑑も見ただことないし、その了解もしたことはないです。

下村委員長 西川委員。

西川委員 わかりました。それで、もう一つ、確かめていただいたように、平成27年の出金も、全然区長でないときに、二百何万、これは、新町の農道のあれで出金されてるんですよ、これね。ご存じないかもわかりませんが。それが小走さんの名前で。邦昭さんの名前で、見られたとおりに出金されてるんですよ。これは了解、そうするよという了解か何かあったんですか。

小走証人 了解というより、区長でない者が区長の名前を使うことないし、了解は一切ないです。

下村委員長 ほかにございませんか。

西井副委員長。

西井副委員長 ご苦労さんでございます。ちょっとだけ、簡単ではございますが、ちょっと聞きたいことがございますので、よろしく願いいたします。

当初、12月11日に新村区長という形で口座開設されたとき、当時の区長として、市からの有利な補助金がもらえるもんやということで、一緒に新たな口座をつくられてんと思っておりますが、今現在の結果を見て、当時の区長として、この名前で開設されたことについて、どのように感じておられるかということについて。

感じていうことについては、ちょっと質問としては不適切やと思いますが、その当時の区長で役員もされてるということの中で、新村の有利な形になるということでされたということで、先ほども答弁されてると思いますが、結果、いろいろこの書類、先ほどいろんな印影やら、またサインとかを確認された中で、現実、その当初にされたこととどのような感覚を持たれてるかちょっとお伺いしたいと思います。

小走証人 私ら、昔は仲間であったし、副市長であったし、岡本さんは新村の役員でもあるし、そう

ということで、岡本さんは絶対に信頼していましたが、議員さんに出てもらうのも、私は筆頭に持って出ていった、応援したもんで、担ぎ出したのも私で、本人であるし、そういう人間に裏切られたという感じを私は持っております、今になったら。そういうことで、区長でないのに区長の名前も使われてるし、そういうことで、今はもう怒りでいっぱいです。もうこのごろ顔もあわさんし、岡本君も近くまで来ても横向いて逃げていっておるし、そういう感じになってますので、もう最近はもう顔を見やへんし、口もきかない状態になっております。そういう状態です。

西井副委員長 大変答弁しにくいことをしてもらったと思っております。どうもありがとうございます。

下村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようでしたら、以上で小走邦昭さんに対する尋問は全て終了いたしました。証人におかれましては、ここでご退席をいただいて結構でございます。長時間本当にありがとうございます。

(小走証人退室)

下村委員長 ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3 時 3 5 分

再 開 午後 3 時 4 5 分

下村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、池原博文氏から証言をいただきたいと思えます。

それでは入室いただきます。

(池原証人入室)

下村委員長 お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。本委員会の調査のために、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上、知った事実であって黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

また、公務員または公務員であった者が、職務上の秘密に属する事項について尋問を受け

るとき、その監督官庁の承認を得る前は、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく、証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知おき願います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

宣誓書の朗読をお願いいたします。

池原証人 宣誓。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事もつけ加えないことを誓います。

平成30年8月23日。

池原博文。

以上です。

下村委員長 それでは、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(池原証人署名捺印)

下村委員長 これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証人は、発言の際も着席のまま結構でございます。

また、証人は委員に対しては反論や質問をすることはできないことになっておりますので、ご了承願います。ただし、尋問内容が不明確であり、それを明確にするための発言は認められております。

なお、委員各位におかれましては、先ほどの証人尋問の際に申し上げました注意事項を十分ご留意いただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

ただいまより尋問に入ります。最初に人定尋問を行います。

まず、あなたは池原博文様ですか。

池原証人 はい。

下村委員長 次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に確認事項記入票に記載いただいた内容のとおりですか。

池原証人 はい。

下村委員長 それでは、これより証人から証言を求めたいと思います。

それでは、証人にお尋ねをいたします。

まず、新町農道工事の外形的事実経過についてお尋ねいたします。

今回の110番4の土地（北田氏所有）と111番の土地（総田氏所有）、109番2の土地（新町土地改良区所有）というのは、もともとは平成18年度の補助事業で農道になる予定の土地だったのですか。

池原証人 はい、そうです。

下村委員長 それがなぜ平成18年度では農道がくれなかったのでしょうか。

池原証人 平成18年度のときには、私の方は在籍しておりませんので。

下村委員長 平成18年度はそこにいてなかったと。

池原証人 はい。

下村委員長 次に、平成26年に、110番4、111番2、109番2の土地を含む農道をつくる話が出てきたことは覚えていますか。

池原証人 はい。

下村委員長 誰から出てきましたか。

池原証人 岡本議員さんの方から要望がございました。

下村委員長 地元から農道整備の要望もあったのですか。

池原証人 はい、その後にございました。

下村委員長 あったということですね。

農道の土地は全部で何筆ありましたか。

池原証人 直接はタッチしておりませんけれども、3筆だと聞いております。

下村委員長 農道の敷地になる土地について、具体的な準備作業を進めたのはどなたですか。

池原証人 準備作業につきましては、担当は芝、当時は課長補佐でございます。

下村委員長 農道の土地の所有権は、個人から市に移しますね。

池原証人 はい。

下村委員長 移すということで。

池原証人 はい。

下村委員長 一般論として、市から所有者に対して代金の支払いはなされるのでしょうか。

池原証人 なしです。

下村委員長 110番4、111番2、109番2の土地所有者との所有権移転の交渉経過について、知っていることがあれば教えてください。

池原証人 交渉経過につきまして、私、その当時課長でしたけれども、その交渉については、もう全て芝補佐、また担当の屋根等の方でやっていただいております。

下村委員長 その時点で、有償とか無償とかいう話は出ていましたか。

池原証人 はい。全て農道につきましては無償でやりますから。

下村委員長 無償ということですね。

あなたは、芝職員から、111番2の土地に設定された永小作権の抹消について若井司法書士に手続きを依頼するという話は聞いていませんか。

池原証人 聞いてないです。

下村委員長 その時点では聞いてないということですね。

今回の農道というのは、市としては、無償提供を拒む地権者に納得してもらって、何としても平成26年度中に絶対に完成させなければならないという工事だったのでしょうか。

池原証人 事業ですので、必ず完成というのは施策上当たり前になるんですけども、そういった形の中で、途中でいろいろな問題が生じた場合については、先送りということは考えられます。

下村委員長 次に、契約書作成の経緯についてお尋ねいたします。

110番4、111番2、109番2の土地の売買契約書があることはご存じですね。

池原証人 はい。

下村委員長 契約書の文案は、誰が作成されたものかご存じですか。

池原証人 はい。現在の芝課長です。

下村委員長 平成27年3月ごろ、あなたは芝さんから契約書文案の作成について相談を受けていませんか。

池原証人 受けております。

下村委員長 受けていらっしゃったと。

池原証人 はい。

下村委員長 内容はどうですか。

池原証人 芝課長の方が、当時、岡本議員さんの方から契約書の参考案をつくってくれということでしつこく言われたということで、どないしたものかということの相談がございました。

下村委員長 岡本氏から芝さんに相談を受けているということを池原さんに相談をされたと、芝さんがね。

その際に、池原さんはどう答えられたか。

池原証人 当時、当初は契約書みたいな意味も不明ですので、必要もないものですので、まあ要はほっとく、ほっといたらいいん違うんかということで話してました。

下村委員長 ほっておいたらいいんじゃないかということですね。

それぞれ、契約書文案はいつごろの作成かご存じですか。

池原証人 話では、平成27年1月ごろとは聞いております。

下村委員長 最初、断られてたということなんですけれども、なぜ作成されたかということ。

池原証人 余りにもしつこく言われてるといふのと、その当時、うち、会計検査もありましたので、そういったことに関係ないということで、余り構うてられる時間がなかったというのもあったので、できるだけそういったことを、もう余りしつこくなってきたら、こっち、手間が、大事なことが残っておりますので、そういうことで、もう仕方なく、もう参考だけやったら書いて済まして、つくるだけつくってしもたらということだけは話してました。

下村委員長 何度も請求されたということなんですけど、そのときに上司の河合さんに相談されましたか。

池原証人 はい、当時の河合部長と私と芝、当時の補佐との3人で相談しました。

下村委員長 3人で相談してつくろうということになったんですね。

作成時期はいずれも同じですか、それとも前後関係はありますか。

池原証人 平成27年の1月、はっきり覚えてないですけど、それぐらいだったと思います。

下村委員長 作成時期はいずれも同じというのか。

池原証人 ちょっとずれたと。

下村委員長 時期はずれてるということですね。

いずれも農道の敷地の土地の売買契約書で、代金額以外は同じ内容ですが、これは何か既存の文例を参考にして作成されたものでしょうか。

池原証人 当時、そういった一連の様式例というのがありますので、それを参考にしたと思っております。

下村委員長 様式を参考にされたということですね。

契約書の体裁自体は、市が行う土地売買契約書の様式として正しいものでありますか。

池原証人 正しいと思われます。

下村委員長 正しいですね。

池原証人 はい。

下村委員長 契約書文案には売買代金額が入っていますが、これはどのようにして決めたかご存じですか。

池原証人 いえ、それは知らないです。

下村委員長 あなたは、平成27年1月中旬ごろ、岡本吉司議員と芝職員と一緒に、葛城市新庄庁舎5階面談室で、勝田不動産鑑定士と3筆の土地の価格を決める打ち合わせをしていませんか。

池原証人 覚えていません。

下村委員長 勝田不動産鑑定士という方をご存じですか。

池原証人 わかりません。

下村委員長 覚えていないということですね。

池原証人 覚えていません。

下村委員長 勝田さんのお名前、勝田不動産鑑定所の代表の勝田耕次さんという方なんですけれども、事務所は奈良県の橿原市。ご存じないですか、全く。

池原証人 わかりません。

下村委員長 農道の敷地は無償提供が原則ではないですか。

池原証人 無償です。

下村委員長 110番4の土地と111番2の土地に支払う予算というのはあったのでしょうか。

池原証人 土地代のことですか。

下村委員長 はい、土地の。

池原証人 全くないです。

下村委員長 なぜこのような契約書を作成することになったかご存じでしょうか。

池原証人 いいえ、全くわかりません。

下村委員長 岡本吉司さんから契約書の内容について何か指示があったと聞いていますか。

池原証人 中身については、そういった指示はあったとかいうことは聞いていません。

下村委員長 中身については聞いていらっしゃらないということですね。

岡本吉司さんは、契約書をつくっても予算がないので代金を払うこともできないことは知っていたのでしょうか。

池原証人 はい、それはもう当たり前ですので、わかってると思います。

下村委員長 知っておられたと。

岡本吉司さんは、この2通の契約書を何に使うという説明をしていたかご存じですか。

池原証人 いいえ、それはないです。

下村委員長 知らないと。

池原証人 はい。

下村委員長 あなたは、岡本吉司さんから契約書の作成を求められているという相談は芝さんから受けられましたか。

池原証人 はい、受けてます。

下村委員長 どのように回答されましたか。

池原証人 要は、契約書をつくっても意味が全くないことなので、初めは、もうほっといたらええということで話はしてたんですけれども、余りしつこくなってきたので、形だけ、参考例だけはつくればということで。

下村委員長 初めはほっといたらええと言うてたけども、最終的には形だけの文書をつくらうということになったわけですね。

あなた自身は、部下である芝さんからの相談の内容を誰かに相談されましたか。

池原証人 はい、河合部長に相談してます。

下村委員長 契約書には当時の山下市長の名前が記載されておりますけれども、山下市長は契約書の作成を知っていたのでしょうか。

池原証人 知らないです。

下村委員長 あなたは、当時、岡本吉司さんが契約書を何に使うのだと思いましたか。

池原証人 全くわからなかったです。

下村委員長 契約書は文案として完成した後、どうなったかご存じですか。

池原証人 いえ、全くわかりません。

下村委員長 岡本吉司さんは、持って行ってどうすると言っていたか聞いていますか。

池原証人 何も聞いてないです。

下村委員長 契約書文案を持っていかれたことは誰かに報告しましたか。

池原証人 芝の方から私と河合部長の方に報告がありました。

下村委員長 どのような回答でしたか。

池原証人 私の方がですか。

下村委員長 持っていかれたときに、河合部長はどのような回答をされましたか。

池原証人 私なり部長の方は、もう何も使いようがないので、もうほっとくしかないやろうということになりました。

下村委員長 2通の契約書の文案が作成された当時、このことを知っている人は岡本吉司さんと芝さんとあなたと、ほか誰かおられましたか。

池原証人 はい。河合部長です。

下村委員長 ということは、岡本吉司さんと芝さんと池原さんと河合部長、それだけですな。

池原証人 はい。

下村委員長 あなたの今までの職務経験で、市の正式な様式の契約書を見本としてつくってくれと言われたことはありますか。

池原証人 全くないです。

下村委員長 次に、契約書作成後のことについてお尋ねいたします。

契約書を作成し、岡本吉司さんが持っていった後、次にあなたがこの契約書のことを思い出したのはいつになりますか。

池原証人 この2月27日の孝女伊麻さんの法要のときに、岡本議員さんの方に、その前に新聞の方に農道の件が出ましたので、農道の件が何の、どこのことを話してるんかということをおよそと質問しました。その中で契約書の存在というものを言われましたので、私が部署に戻ってこういうことを言われてると、何か知ってるかという話をしたのが最初です。

下村委員長 そのきっかけというのは、偶然そのお伊麻さんで岡本さんに会われたということ。

池原証人 はい、そうです。

下村委員長 どこにある何を調べられましたか。

池原証人 全く、存在そのものが誰もわかっておりませんでしたので、農林課に存在してるのかしてないのかというのを1回調べてほしいということで話ただけです。

下村委員長 何が発見されたと聞きましたか。

池原証人 契約書が出てきたということで報告がありました。

下村委員長 契約書には2通とも葛城市の公印がありますが、これはあなたが押したのですか。

池原証人 いえ、押してないです。

下村委員長 誰が押したか知っていますか。

池原証人 全くわからないです。

下村委員長 形式上完成した契約書が存在することは、誰かに報告しましたか。

池原証人 はい。当時の河合部長にも報告しております。

下村委員長 報告した相手からは、どのような指示を受けましたか。

池原証人 重要な問題になりますので、3人でこの経緯を芝の方に、どういった経緯なのか、ちょっときっちり報告するよという事で指示かけました。

下村委員長 発見された契約書について、あなたと芝さんのほかに事情を知っている人はおられますか。

池原証人 河合部長が知っておられます。

下村委員長 あなたは契約書を発見してから、どうしましたか。

池原証人 契約書を発見してから、芝の方に指示かけて、詳細な経緯を思い出していただくように指示しました。

下村委員長 それでは、ただいまの尋問に対する補足尋問に移ります。

何かありませんか。

谷原委員。

谷原委員 新町農道の件につきまして、岡本議員から予算つけとけという話があって、それから後、地元からも要望があったと。その際、有償でやってほしいというふうなことが、地元から要望があったということは聞いておられましたか。

池原証人 直接は聞いてないです。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 直接は聞いてないということは、例えば芝さんからこういうふうに求められてるといことは聞いておられたということですか。

池原証人 こういう話があったというだけの話は聞きました。

谷原委員 あったというのは、どの時点ですか。予算計上する前後とか。

池原証人 もっと後で。

谷原委員 もっと後というのは、もう工事が完成してから。

池原証人 完成してからです。

谷原委員 わかりました。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします、先ほど西川委員もおっしゃったんですが、申述書というのが出てまして、勝田不動産さんとお会いしたことないですかという質問に対してないとおっしゃってたんですけども、これはもう全く覚えはないと、全くないということですか。

池原証人 ないです。

下村委員長 ほかにございませんか。

谷原委員 契約書のことについてお伺いしたいんですけれども、今、参考程度というふうにおっしゃったんですけれども、実は、この契約書は文面だけではなくて、提供する農地の地番、そして面積、それから金額も入ったものなんです。これは芝さんがつくられたと思うんですけれども、それをつくられて、当然相談されているわけでありましてけれども、先ほど言いましたように、これは新町農道のことで、本来は無償であるべきところに、かなり詳しい数字の入ったものをつくられるということに対して、これについて何か、もうほっとけということなんですけれども、これは極端に言うたら捺印すれば契約発効ということなるんですけど、その点についてはどうお考えだったんですか、当時は。

池原証人 当時、今言われた地番、数字、金額、面積が記入されてるとは知らなかったです。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 つまり、それはもう芝さんの方からそういうふうにつくられて、直接そういうものを目で見られたことはないということ。

この契約書が、実は地権者の方が捺印されて、そして、役所の中に見つかってるわけですね。保管されたということで。そのときに、戻ってきた契約書、つまり誰かが捺印をもらって、役場へ届けるか、持って帰ったかして、それを池原さんが見られたことはないですか。

池原証人 見つかってからは見ました。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 見つかったからというのは、孝女伊麻の、話が出たから、後は見たということですか。つまり、それ以前にこの書類が捺印されたものを見られたことはないということですね。

池原証人 はい、そうです。

下村委員長 増田委員。

増田委員 岡本議員からの報告書の中で、非常にこの工事の理由として、狭いというのもあるんですけども、ここでは大雨が入ったときの被害回避というふうなことも理由の1つに上げられるという報告を伺ってるんですけども、実際、この拡幅工事をやって、結果的にその水害対策もあわせて、効果としてこの事業で発揮をされるような結果に至ったということをご認識されてるでしょうか。

池原証人 はい。この事業については効果というのはあらわれております。ですから、今言われました水路の方向とかいう形の中で効果は出ております。

下村委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。

もう1点、芝さんにもお尋ねしたんですけども、先ほどから池原部長の答弁の中で、無償が大原則であるということのを再三述べられております。過去に農道整備についての有償による処理をされたという例は、例外としてでもあったかなかったか、お尋ねをさせていただきます。

池原証人 私が農林課に来た時点からは、一切ないです。

下村委員長 ほかにございませんか。

西川委員。

西川委員 ご苦労さんです。

繰り返しの質問を余りするのはあれなんですけども、何回も、池原部長に関係のあることをおっしゃってるんで、聞きたいんですよ。岡本さんが8月20日に報告書というのを出してこられましたね。その中に、先ほどのこの質問に出てますように、この新町農道に関して鑑定をかけた。その鑑定をするのに、農林課から池原博文課長、芝さんが参加し、私は現場の状況を勝田不動産鑑定士に説明しております。こういうことをおっしゃってるんですよ。括弧書きで、この勝田不動産鑑定士は、葛城市が依頼したと、こういうふうに書かれてるんです。岡本さんの報告書では。

先ほどからちょっとお聞きしてますと、覚えがないし、わからないと、こういうふうにおっしゃってるんですけども、この勝田不動産鑑定士とあなたが面識があるのか。はっきり言いますと、葛城市がこれを依頼したのであれば、これはやっぱり不動産鑑定士というのは社会的にも相当影響力がある、弁護士さんとか、そんなのに匹敵するぐらいの人なんですよ、不動産鑑定士というのは。この人、葛城市が依頼された方と、こう言いきっているということは、部長なり課長なりがこの人に言うて、そうすると、その依頼した書類も残ってやないかんし、支払いもせないかんわけですよ。そこらの覚えはありますか。

下村委員長 今、勝田不動産鑑定所の勝田耕次さんという話が西川委員からも出てますので、この勝田耕次さんから申述書というのが提出されておりますので、池原さん、これ、ちょっと黙読

していただけますか。

池原証人 はい。この文面を読ませていただきまして、私なり、芝と評価鑑定をしたということで書いてるんですけども、私の方自体が、この勝田さんそのものと会ったのかなというのが、ちょっと意識はないです。ですから、どんな方かという自体も全然イメージが湧かないんですけれども。

下村委員長 西川委員。

西川委員 委員長、この申述書。こんなん、委員会でも何にもしてないやつですからね。きょう出てきたんです。きょう、どういう意味か知らんけど。

それと、あなたが思い出したのは、今は未処理金と言うてますけれども、このいろんな未処理金のことが少し表沙汰になってきて、それで岡本さんがいろいろ質問を受けるところがテレビで出てたりしましたわな。そのときに公共農道で使うたというふうな発言があったから、今年、孝女伊麻の、部長とか皆行きますわね。議員も。そのときにこれはどこのことですかということを知って、初めて知ったと。それで、それは契約書が農林課にあるはずだから、一回調べよということ言われたから、芝さんにあなたが調べるように言うたと、そういう経過でよろしいんですか。

池原証人 はい、そうです。そのとおりです。

下村委員長 西川委員。

西川委員 それで、その経過がだんだんとわかってきて、この前は参考人で協議会に来ていただいた。それで発言をしていただいたわけです。芝さんは芝さんで、やっぱりちゃんとトップに報告しとかなあかんということで、このいろんなあなたの指示なり、河合前部長の相談した結果、市長、副市長にこの経過を報告に一緒に行かれたんですか。

池原証人 はい、一緒に行きました。ただ、余り時間もなかったもので、ちょっと簡易な報告という形になったのは間違いないです。

下村委員長 西川委員。

西川委員 その報告書は、市長も副市長も受け取られたんですか。

池原証人 渡しております。

下村委員長 西川委員。

西川委員 その結果、これ、大事なことですからね、はっきり。その結果ですよ、芝さんなり、池原部長なりに、この結果の処理の仕方。これ、公文書偽造に当たる可能性があるわけですよ、これ。まだ公文書かどうかというのは確定してませんけれども、その公印を押すときの台帳にあるのかどうかとか、そういうふうなことは、少なくとも市長なり副市長なりから指示あつてしかるべきや思うんですけども、そういうことはありましたか。

池原証人 いえ、その分についての指示はないです。

下村委員長 西川委員。

西川委員 そうすると、このことについては、あなたや芝課長に、この経過なり、いきさつなりをしつかりと調査するよという指示はどちらが、副市長か市長から報告した後ありましたか。

池原証人 こちらの方で、芝の方がその詳細をつくった経緯書、そのものを見せて、市長、副市長の

方に説明したという形の経緯という形になっております。

下村委員長 西川委員。

西川委員 その後は、別に指示なかった、こういうことでよろしいんですね。

下村委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 契約書作成後のことをございますけれども、ちょっと契約書のことについて、芝課長がおっしゃったこととちょっと食い違うところが、池原さんとの間であるんです。先ほど質問したところもそうなんです、ちょっと食い違っていると。ほかにもちょっと食い違っていることがありますね。前回の協議会のお尋ねしたことで、芝さんと池原さんがおっしゃったこと、ちょっと違うんですよ。それでちょっと確かめさせていただきたいんですけれども。

契約書が見つかったと。これ、原本ですよ。市長印も押してあると。それをどなたかに、結局、誰かが誰かに渡して、それが調査委員会の方で保管するという事になったわけですね。ありますけれども、そのときにどのような形でその文書を提供するよという事があったのかどうか。つまり、池原さんの方に、議員なり、あるいはこの委員会の方から、その契約書の原本、これを提出しなさいというふうな話があったんでしょうか。

前回は、いや、それはありませんというふうにお答えしたんですけれども、そこら辺はちょっと、最近のことですので、ちょっとよく思い出していただいて、どうだったかということをお聞きしたいんです。

池原証人 契約書の原本を百条委員会の方に提出したということに対してのことですね。その件につきましても、私も何かのときやと思いますけれども、議会の方から原本の話が出てきて、芝課長の方に百条委員会の方が契約原本自体をいただきに上がられるみたいということだけは話した覚えがあります。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 それは、池原さんの方に誰か議会事務局なり、どなたかが提出せよというふうな依頼があったということですか。芝課長の方にあったのか、池原さんの方にあったのか。池原部長の方にあったのか。ちょっとそれをお伺いしたいんです。

池原証人 その辺が、私なり、芝の方にあったのかというのは、芝の方から、それを取りに来られたという結果だけを聞いたんですけれども、結果は聞いたんですけれども、ただその中で、私が芝の方に取りに来られたんかという指示を出したのか、ちょっとそこがはっきり覚えてないところなんですけれども。

下村委員長 それでよろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようでしたら、以上で証人の池原氏に対する尋問は全て終了いたしました。証人におかれましては、ここでご退席をいただいて結構でございます。長時間にわたり、まことにありがとうございました。

(池原証人退室)

下村委員長 ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後4時25分

再 開 午後4時35分

下村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、河合良則氏から証言をいただきたいと思います。

それでは入室いただきます。

(河合証人入室)

下村委員長 お忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。本委員会の調査のために、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、外国法事務弁護士を含む弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上、知った事実であって黙秘すべきものについての尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には証人は証言を拒むことができます。

また、公務員または公務員であった者が、職務上の秘密に属する事項について尋問を受けるとき、その監督官庁の承認を得る前は、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨、お申し出を願います。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく、証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知おき願います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。

宣誓書の朗読をお願いいたします。

河合証人 宣誓。

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事もつけ加えないことを誓います。

平成30年8月23日。

河合良則。

下村委員長 それでは、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

(河合証人署名捺印)

下村委員長 それでは、これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないようお願いいたします。

なお、証人は、発言の際も着席のままです。

また、証人は委員に対しては反論や質問をすることはできないことになっておりますので、ご了承をお願いいたします。ただし、尋問内容が不明確であり、それを明確にするための発言は認められております。

なお、委員各位におかれましては、先ほどの証人尋問の際に申し上げました注意事項を十分ご留意いただき、ご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまより尋問に入ります。最初に人定尋問を行います。

まず、あなたは河合良則様ですか。

河合証人 はい。

下村委員長 次に、住所、職業、生年月日につきましては、事前に確認事項記入票に記載いただいた内容のとおりですか。

河合証人 はい。

下村委員長 それでは、これより証人から証言を求めたいと思います。

それでは、証人にお尋ねをいたします。まず、新町農道工事の外形的事実経過についてお尋ねいたします。

今回の新町110番4（北田氏所有）、111番2（総田氏所有）、109番2の土地（新町土地改良区所有）というのは、もともとは平成18年度の補助事業で農道になる予定の土地だったのですか。

河合証人 農林課からはそういうふうに報告を聞いております。

下村委員長 なぜ平成18年度では農道がつけられなかったのでしょうか。

河合証人 それはわかりません。知りません。

下村委員長 次に、110番4、111番2、109番2を含む農道をつくる話が出てきたのではいつごろですか。

河合証人 平成26年ぐらいだったと思います。

下村委員長 平成26年ぐらいということですね。

誰から出てきましたか。

河合証人 地元からだと思います。

下村委員長 今、地元からということで、岡本議員からは話は来てなかったですか。

河合証人 それはなかったように思いますね。

下村委員長 地元から農道整備の要望もあったのですか。

河合証人 地元要望はありました。

下村委員長 農道の土地の所有権は、個人から市に移しますね。

河合証人 はい。

下村委員長 一般論として、市から所有者に対して代金の支払はなされるのでしょうか。

河合証人 それはありません。

下村委員長 110番4、111番2、109番2の土地所有者との交渉経過について、知っていることがあれば教えてください。

河合証人 その交渉というのは、その過去の。

下村委員長 そうですね。土地所有者と交渉されたということで、それを何か知っておられることがあれば。

河合証人 それは私が交渉したということですか。

下村委員長 いや、ほかの方で、聞かれたことでも、河合さんが誰かから聞かれたことでも結構でございます。

河合証人 交渉というのは、要は有償とか、そういう交渉の話をされてるんですか。

下村委員長 それも含みますけれども、その土地の売買というか、交渉ですね。それについての経過ということで。

河合証人 交渉自身は私は知りません。交渉経過は知りません。

下村委員長 話も聞かれてないということですね。

あなたは、平成26年10月中旬ごろ、岡本吉司さんに対して、新町区長の花内さんから、農道敷地を有償にしてほしいと言われていないと連絡していませんか。

河合証人 それは私が、要は、言うてるんですか。

下村委員長 そうですね。岡本さんに対して。

河合証人 私はあくまでも、要はその地元というんですか、その新町の区長さんですか。

下村委員長 新町の区長さんの花内さんから、農道敷地を有償にしてほしいと言われていないということ。

河合証人 私は新町の区長さん自身、その顔は知ってるんですけども、面識がないんですね。だから、その新町の区長さんからそういう話があるということ自身も、私は聞いておりません。

下村委員長 今回の農道というのは、市としては、無償提供を拒む地権者に納得してもらって、何となくしてでも年度中に絶対に完成させなければならないという必要性の高い工事だったのでしょ

うか。

河合証人 いや、その点についてもわかりません。

下村委員長 次に、契約書作成の経緯についてお尋ねいたします。

110番4、111番2、109番2の3筆の土地の売買契約書があることがご存じですね。

河合証人 後から、どういうんですか、芝君の方からその報告いうんですか、それを聞かされてます。

下村委員長 どういう内容の報告でしたか。簡単に言いますと。

河合証人 要は、岡本さんが再三にわたって、その土地の売買契約書をつくってほしいという話があ

ると。それで、要は作成は渋ってるんやけども、岡本さん自身が作成してくれということで、再三その芝君の方に言われて、それに対して、要は断りきれへんねやという話を聞かしてもうてます。

下村委員長 文案は、誰が作成されたものかご存じですか。

河合証人 それは芝君がつくったということを報告いただいています。

下村委員長 それぞれ、いつごろの作成かご存じですか。

河合証人 平成26年ごろであったというように思います。

下村委員長 売買代金額が入っていますが、これはどのようにして決めたかご存じですか。

河合証人 それはわかりません。

下村委員長 農道の敷地は無償提供が原則ではないですか。

河合証人 基本は、あくまでも農道については無償提供です。

下村委員長 110番4の土地と111番2の土地に支払う予算というのはあったのでしょうか。

河合証人 そういふのはありません。

下村委員長 なぜこのような契約書を作成することになったかご存じでしょうか。

河合証人 それはわかりません。

下村委員長 岡本吉司さんから契約書の内容について何か指示があったと聞いていますか。

河合証人 契約書の指示というのは、それは芝君の方に、要は、どういうんですか、依頼というんですか、つくってくれということと言われたということ自身を、要は私が聞いてるということです。

下村委員長 芝さんがこしらえられるについて、相談があったということですね。

河合証人 そうです。

下村委員長 その内容というのは。

河合証人 だから、先ほど申しましたように、あくまでも土地の売買契約書を岡本さんから言われて、要はそれをつくれということ、つくってくれということ、再三にわたって言われているということです。

下村委員長 そのとき河合さんはどういうふうにご答えられましたか。

河合証人 私ですか。そやから、あくまでもその要職にある人、今現在は要職にある人が、もともとから要はそういう副市長もされたし、そういう方ですので、あくまでもその方がつくられることについては、それはもうしょうがないなあという話を要はそのときにはしています。

下村委員長 岡本吉司さんから、契約書の内容について何か指示があったと聞いておられますか。

河合証人 私にですか。私は指示は受けてません。

下村委員長 岡本吉司さんは、契約書をつくっても予算がないので代金を払うこともできないことは知っていたのでしょうか。

河合証人 その点もわかりません。

下村委員長 岡本吉司さんは、この2通の契約書を何に使うという説明をしていたかご存じでしょうか。

河合証人 それも知りません。

下村委員長 あなたは、岡本吉司さんから契約書の作成を求められているという相談は受けましたか。

河合証人 誰からですか。

下村委員長 岡本吉司さんから契約書の作成を求められているという相談は受けましたか、芝さんから。

河合証人 芝君からは、さっきから言うてますように、あくまでも作成をしてくれということを岡本さんが言われてんねんということを芝君から報告を受けているということです。

下村委員長 そのとき、池原さんからは相談は受けてないということですか。

河合証人 そうです。

下村委員長 どのように回答されましたか。

河合証人 先ほどから言うてますように、要職にある人やから、あくまでも要は何らかの形で、要らんねけども、要はつくらないかんねんという話になったので、それはもうしょうがないなということで、私はそういう話をしています。

下村委員長 あなた自身は、部下からの相談の内容を誰かに相談しましたか。

河合証人 してません。

下村委員長 契約書には当時の山下市長の名前がありますが、山下市長は契約書の作成を知っていたのでしょうか。

河合証人 それはご存じじゃなかったと思いますね。後の話なんですけどね。

下村委員長 その時点では、当時の山下市長は知らなかったということですね。

河合証人 思います。

下村委員長 あなたは、当時、岡本吉司さんが契約書を何に使うのだと思いましたか。

河合証人 あくまでも、私は契約書自身を見てませんので何とも言えませんが、見本ということで、要は芝君が言うてましたので、それならしょうがないなという話でした。

下村委員長 契約書は文案として完成したあと、どうなったかご存じですか。

河合証人 いや、それも知りません。

下村委員長 芝さんか池原さんから、岡本さんにその契約書を持っていったかとか、そういうことは、内容は聞かれてないわけですか。

河合証人 どういうことですか。もう一度お願いします。

下村委員長 岡本さんが、今言いました、芝さん、それと池原さんにその書類を持っていったというようなことを全く聞かれてないですか。

河合証人 書類を持っていったとは。

下村委員長 岡本さんが、芝さんとかに、その報告書を取りに行ったということを河合さんは。

河合証人 報告書。

下村委員長 契約書。

河合証人 契約書ですか、契約書を。

下村委員長 そのことを、そういう話を聞かれていますか。

河合証人 誰からですか。

下村委員長 芝さん、また池原さんから。

河合証人 から、契約書を。

下村委員長 岡本さんがそれを持っていったというようなことを聞かれていますか、そういう話を。

河合証人 はい、それは聞きました。それは聞いてます。

下村委員長 岡本吉司さんは、持って行ってどうすると言っていたか聞いておられますか。

河合証人 それは知りません。

下村委員長 契約書文案を持っていかれたことは誰かに報告されましたか。

河合証人 してません。

下村委員長 2通の契約書の文案が作成された当時、このことを知っている人は岡本吉司さんと芝さんとあなたと、ほか、誰ですか。

河合証人 池原が知ってました。

下村委員長 池原さん、それだけですな。

あなたの今までの職務経験で、市の正式な様式の契約書を見本としてつくってくれと言われたことはありますか。

河合証人 ありません。

下村委員長 次に、代金支払いの件についてお尋ねいたします。

あなたは、平成27年1月末ごろ、岡本吉司さんに、新町の農道敷地の所有者に、岡本吉司さんが管理していた未処理金から代金を払えないだろうかという相談はしていませんか。

河合証人 私は、あくまでも岡本さんがあの金使おうかという話を自身を言われてるんで、私はそういうのは、要は私が決められる立場にないということを言ってます。

下村委員長 岡本吉司さんが、あの未処理金から払えないだろうかという話、いつごろでしたか。覚えてられますか、そういう話があったのは。

河合証人 平成27年ぐらいだったと思います。これは記憶ですが。

下村委員長 平成27年ぐらいと。何月かというのは、何月ごろかというのはわかりませんか。

河合証人 わかりません。

下村委員長 季節的なものはわかりますか。春夏秋冬とか。

河合証人 いや、それもわかりません。

下村委員長 岡本吉司さんが、新町の農道の地権者に代金を払う必要があると言っていたことはありますか。

河合証人 代金を払うこと自身が私はわかりません。知りません。

下村委員長 聞いておられないということですね。

河合証人 はい。

下村委員長 先ほど、岡本吉司さんが未処理金を使うかどうかということをおっしゃられたと。

河合証人 はい。

下村委員長 それはご存じですね。それについて、もう少し具体的には覚えておられますか。

河合証人 あのお金使おうかという話がありました。岡本さんから。

下村委員長 それだけですか。

河合証人 私はそれを使えるとかいうことを決められる立場にないということを言ってるんです。

下村委員長 立場でない。

河合証人 岡本さんは使おうかという話をされてる。

下村委員長 何かそのときの状況というのは、何かありましたか。

河合証人 だから、岡本さんが、要は新町のその今の地権者さん、何名か、3名かおいでになる、その地権者の一部は、用地があくまでも無償では具合悪いという話があって、有償にしてほしいという話があるということをお岡本さんから聞いてるんです。だから、ほんならどうかという話になったときに、岡本さんは、あの金使おうかと、こういう話が出てくる。それで、私はそんな立場にないと言ってる。決められる立場にないんです。

下村委員長 岡本吉司さんは、そのとき誰に幾らお金を払う必要があると言っておられましたか。

河合証人 そんな話はされてなかったですね。

下村委員長 払うお金はどこから調達するというは、今言っておられた未処理金からということをはっきり言っておられましてね。

河合証人 そうです。

下村委員長 あなたは、代金を未処理金から支払うことについて、相談をする場にいたことはあるということですね。そういう相談を受けたということですね。

河合証人 相談って、話があったということで、私が相談をしてるわけでも何でもありません。

下村委員長 ほかに誰か、この話のときにおられたか、知っておられるかということと、場所はどこかと。そういう話があったとき。

河合証人 そのときは、あくまでも私と岡本さんの間での話なので、あくまでも、それ以降は私は知らないわけです。

下村委員長 どこでそういう話をされたということも覚えてないですか。

河合証人 恐らく農林課のあたり、農林課であったんか、ちょっとそこらがちょっと、僕が記憶がちょっと曖昧なんです。

下村委員長 恐らく農林課のところという。

河合証人 曖昧なんです。

下村委員長 わかりました。

次に、契約書作成後のことについてお尋ねいたします。

あなたは、平成27年1月末ごろ、岡本吉司さんに3筆の土地の売買契約書や登記関係書類、葛城市宛の代金領収書を土地所有者に届けて書いてもらってくれという依頼をしていますが。

河合証人 そんな依頼はしてないです。

下村委員長 3筆の土地の売買契約書には葛城市の公印が押されているのですが、このことについて知っていることがあれば教えてください。

河合証人 私は知りません。

下村委員長 3筆の土地は平成27年2月17日に葛城市に寄附により所有権が移転したという登記が同年6月4日付でなされているのですが、このことについて知っていることがあれば教えてください。

河合証人 その点は、僕からちょっと、担当があくまでも農林課ですので、農林課の中の詳細のことですので、ちょっとそこまでわかりません。ただ、寄附であったということ自身は、担当の方でそういう話は聞いた記憶はあります。

下村委員長 寄附であったということは担当課から聞かれたと。

河合証人 それは聞いてます。

下村委員長 契約書を作成し、岡本吉司さんが持っていったあと、次にあなたがこの契約書のことを思い出したのはいつになりますか。

河合証人 契約書自身は、その土地の売買契約書自身が岡本さんの方から、その土地の売買契約書について、この件が明るみに出てからなんですが、だから、今年の1月かそこらであったんかもわかりませんね。だから、土地の売買契約書自身を芝君が要は探してくれという話を岡本さんから言われてるんです、まず。それで、岡本さんはあくまでも芝君の方にその売買契約書があるやろという話。ということは、そのときに土地の売買契約書の中に土地改良区の売買契約書は、それは岡本さんがおれは持っているという話を私の方に電話があったんです。

それで、そのときに岡本さんに、その土地の売買契約書って何やという話を私が言うてるんですね。岡本さんは、あくまでもそれは、その新町の土地改良区の売買契約書、それで、それ以外の契約書は農林課で持っているはずやと、こういう話が出てくるんです。そこで初めて、要は、その土地売買契約書の話の存在というのがはっきりわかってきた。私は、そのときに岡本さんに土地の売買契約書自身、それは誰の名前になったのかという話を私は岡本さんに聞いた記憶があります。

下村委員長 ちょっと待ってくださいね。警報が出ているということなんですけど、引き続きちょっと、もう少し説明があれば。

河合証人 土地の売買契約書があるねんという話をその時点で聞いてるんですけども、そのときに、ほな誰の名前になったんのと、こういう話を私が言うんですけども、そのときに山下市長の名前になったると、こういう話が出てくるんです。その山下市長の名前が出てくるということ自身、それはおかしいん違うのと、こういう話を岡本さんにしてます。岡本さんは、そのときにそうやなど、こういう話をされた。

私は、要はそれ以降は、要はその土地の売買契約書がその時点でほかの、芝君の方が結局ほかの農林課の方で保管してるであろうというんですか、そういうものを探す前提になったということですね。それが後から土地の売買契約書が出てきたという。

下村委員長 それは先ほど言われたように、今年になってのことですか。

河合証人 今年になってからやと思います。

下村委員長 どういうきっかけで、そういうふうになっていったかというのは。

河合証人 それは岡本さんが電話がかかってきたんです。岡本さんが電話かかってきて、要は、土地の売買契約書自身を、あくまでも新町の土地改良区の土地の売買契約書は正副ともおれ持つてんねんと、こういう話なんです。そやけども、それ以外の、要はあと2件あったと思いますが、その2件の土地の売買契約書については、それは要は農林課にあんねんと、こういう話が出てきます。

そのときに、要は誰の名前になったのと私が聞くわけなんですけどね。ほな、こういうことやという話が出てくるのが、その土地の売買契約書があくまでも市長の名前になってるという話が出てくるんです。

それで、土地の売買契約書自身をあくまでも探す、あるやろという話が岡本さんにあったんで、それは池原とか芝君が知っておると思いますけども、そこから探して、要はその土地の売買契約書が出てきたということだと思います。だから、タイミング的にはそんなタイミングであったのかなという思いです。

下村委員長 契約書には2通とも葛城市の公印がありますが、これはあなたが押したのですか。

河合証人 いや、押してません。

下村委員長 誰が押したかご存じですか。

河合証人 わかりません。知りません。

下村委員長 それでは、ただいまの尋問に対する補足尋問に移ります。

何かございませんか。

吉村委員。

吉村始委員 本日はどうもありがとうございます。ちょっと一連の話を聞きながらで、確認なんですけれども、まず、芝さんがつくられた契約書については、当時はずまびらかにごらんになってないということだったんですが、このとき芝さんの話によれば、岡本さんに指示されて金額を入れましたというふうにおっしゃっておりますが、その芝さんから金額、幾ら幾らあったとか、そういう報告は受けてらっしゃいますか。

河合証人 そういうのは受けてません。

吉村始委員 あくまでも、もうつくったと。

河合証人 土地の売買契約書自身をつくったとか、そのこと自身が結局私にはわからない。ほんで、その金額的なことは最近になって、あくまでも岡本さんから聞くんです。実際には450万ぐらいの数字になるんかもわからないんですが、それで3件やねんという話を岡本さんから聞くんです。それで初めて私はその数字いうんですか、その土地の売買契約書、契約の3件に、3人に支払われた金額がこんだけであったというのを初めて知るんです。そこまでは知りません。

下村委員長 吉村委員。

吉村始委員 ということは、金額は今年に入ってから初めて知られたというふうな話ですか。

あと、ということは、特にそれまでは金額については一切ご存じなかった、去年まではご存じなかったということで、もうそれ、よろしいですね。わかりました。

それから、あと、お金を支払うということの報告を岡本さんの方から、未処理金を使うということは、話は聞いてはおられたけれども、具体的な金額はそのときは聞いてられなかったという話ですね。

河合証人 お金を支払われたということ、事実そのお金を支払われたこと自身が、結局私はわからないんです。だから、それをわかったのが、あくまでも今年の1月やそこらやという話をしとるんです。だから、その土地の売買契約は、その契約の中には恐らく最終的にはその数字も

入るんですけども、その数字自身は私は知りません。だから、あくまでもその契約書を見ていない。見ていないのでわかりません。

下村委員長 吉村委員。

吉村始委員 屋上屋をかすような質問で恐縮なんですけれども、ということは、例えば金額を支払うということに対して、そのときに寄って、お金を支払おうというような相談をした、つまり未処理金を管理していたと言われているのが、吉川元市長、岡本元副市長、それから生野名興さんと、それから河合さんの4人だったというふうに聞いておるんですが、そのお金を支払う、未処理金を充てるという相談はされたんでしょうか、されてなかったんでしょうか。それは記憶はありますでしょうか。

河合証人 その相談というのは、実際はないです。そんなのはないです。

下村委員長 吉村委員。

吉村始委員 寄って集まったこともないということですね。

河合証人 集まったことはあるんです。確かに集まっています。集まっているというのは、あくまでもその未処理金をどのように使うのか、どのように処理するかということについて、それはあくまでも、これはほかの方にも聞いていただいたらいいですけど、あくまでも、私はつけ足しみたいなもんなんですけどね。ただ、あくまでも、その当時の市長さんとか、収入役さんとか、要は最終的にはそれを4人でとかいう話がよう出てくるんですけども、私はその、要はあくまでもつけ足しなんですよね。

ただ、いわゆるその4人で相談したということについては、あくまでもその未処理金をどのようにして処理をして、処理をするいうんですか、何らかの形で戻してしまう、戻すというんですか、そういうことを相談してるんです。その中には、要はふるさと納税で、もう要は戻したらええん違うのとかいう話とか、生野収入役さんでしたんかね、そういう話が出るんです。

だけど、今言うてるその未処理金をもって、その土地の売買契約である、今言うてるのは、要は農道にかかわっての支払いをそれでもってするよとかいう話についての協議、協議というんですか、そういうお話をした記憶はないです。記憶がないというよりも、私はないです。ほかの方は知りませんよ。ほかの方は私はわかりませんが、ほかの方はわかりませんが、私はそれにかかわって、このお金をこっだけ使うとかいう話とかいうことで、了解をしてくれとかいう話があったとかいうことはないです。

下村委員長 ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします。岡本さんから出てる報告書には、今ちょっと集まりという話が出たんで、この未処理金の最初の話なんですけども、河合さんから岡本さんのところに電話があり、相談したいことがあると。河合さんが自宅に来られて、昔からのお金があります、どうしましょうという相談を受けたと書いてあるんですけども、これは本当ですか。

河合証人 その話は、今、してもよろしいんですか。

下村委員長 はい。

河合証人 あくまでも平成20年ごろ、平成20年11月ごろの話だと思いますけども、要は、未処理金と言うんですか、その部分については、旧と言うんですか、選挙が平成20年にあるんですね。その平成20年にあったその選挙のときに、要は市長さんが交代されるんですね。その交代されたときに、結局はその、要はそのお金自身がそのまま、要はまだ出納室、その当時の出納室であったのか、会計課であったのか、ちょっとわからないんですが、そのときにそこにまだ残ってるんですね。それを知ってたんは、私が知ってたと思うんです。それをあくまでも岡本さん、その当時、あくまでも今言うてるように、ほかの方、誰もおいでにならなかったもので、それで要は要職であった岡本さんが、まだ退職されてまだ間なしだったんですね。間なしであったので、要は岡本さんに私は相談に行きました。確かに行ってます。

ほんで、行って、岡本さん、このお金があるということ自身を岡本さんに言うてるんですけども、もともとそれは岡本さんもご存じであったものなんですけども、だけど、こういうお金がありますよということで、ほんでそれをどうしたらええかということ私を相談して。そのときに、岡本さんは、ほんだらもうそんなん、要は残しといたかて、残しとくというんですか、それは具合悪いやろという話で、岡本さんのことですので、要は職員にそんなことをやらしても具合悪いという、現職の子らにそんなことの重荷を持たしたらいかんということであったと思います。ほんで、それやったらおれ預かるわということになってます。それが現実、それが経緯というんですかね。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 そうしたら、その次にも、未処理金について河合さんと、その他、今名前があがってる4人で話し合ったって書いてあるんですけど、岡本さんが管理するってということ以外の案というのとはなかったんですかね。

河合証人 私はあくまでも岡本さんに相談をただけなんです。私がどうしたらいいんかということ岡本さんに聞いたわけであって、岡本さんがそれであつたらほなこうせいという話の指示を受けようと思ってもあったんです。だから、その指示自身が、あくまでも私がもう、要は最終的にはおれ受けるがなと、こういう話になります。ほんで、実際は、要は、実際いうんですか、あの当時のことですので、私は知りませんけども、それ以外の方に相談されたのか、岡本さんが相談されたのかどうかは知りません。だけど、あくまでも私がこんだけのお金があるのでどないかしてくれという話は、相談はさせていただいて、ほんで岡本さんが受けるという、預かるわという話になったというのが経緯です。

下村委員長 ほかにありませんか。

吉村始委員 関連で。

下村委員長 どうぞ、吉村委員。関連で質問があるということで。

吉村委員。

吉村始委員 ちょっとご存じであれば教えていただきたいんですが、当時、今の発言の中で、既に岡本さんはその前からご存じであったというふうにおっしゃってましたが、この4人だけが、その前からいわゆる未処理金の存在を知ってらっしゃった方って、ほかにも、ちょっと本筋から外れてしまうんですが、ご存じですか。そんな方、もしいらっしゃったら。済みません。

河合証人 恐らく、私はあくまでも平成12年ごろに、要は前回、生野収入役さんが恐らくおっしゃいましたように、そのときに金融機関のものを1つにしたと。金融機関のものを1つにしたんで、それを確認してくれという話が出てきます。そのときに、私と、そのときの当時の総務課長さんと私と3人が一応そこで確認をするんですね。それが恐らく今の未処理金だったというように私は思っております。それをもって最終的には、どういうんですかね、その合併までの間に恐らく未処理金についてどういように取扱おうかということ、恐らく相談をしたということ、私は岡本さんから聞いてるんですね。そういうことです。

下村委員長 吉村委員。

吉村始委員 私の理解が悪くて、ちょっと本筋から離れてしまっって恐縮なんです、ちょっと確認ですね。済みません、せっかく話していただいたのに。そのときに生野さんから話を聞かれて、河合さんと当時の課長さんと2人で確認をされて。その2人はご存じですわね。その以外に、岡本さんから、その合併までの間というのは、それはどういうことですか。

河合証人 合併までの間に、恐らく、これは岡本さんがそない言われてたのでね。岡本さんが合併までの間に、要はこの未処理金についてどうせんなんのかという話について協議をした。そのときに、おまえも入ってたやないかいという話を私に言われてるんです。ということは、未処理金を、要は合併前にもう岡本さんは恐らく知っておられたと思うんですね。

吉村始委員 推測ですね。

下村委員長 よろしいですか。

西川委員。

西川委員 ご苦労さんでございます。皆知りたいことやから聞いてはんねけれども、この未処理金の経過については、この前、協議会を開いたときに、河合さんが池原さん、芝さんと一緒に参考人で来ていただきました。そのときに、その後、30日に岡本さんにも事前に説明をしてくれという要望をしてたのに、29日になってこうこうこういう理由で行けませんと、こういう返事があってね。急遽。それで8月20日に急遽、議長宛てに報告書が出てきたんですよ。その中に、あなたがこういう金があって、これをどないしましょうと、あなたが相談に来て初めて知ったようなことを書いてはるわけです。そやから、今のような質問になるんですけどね。そんなことはおれはあり得へんと思ってますさかいにね。ただ、1番2番については、これははっきり言うて、岡本さんにも、ひよっとしたらあなたにも再度証人に来ていただきたい。これは委員長にまたあれしますけどね。この未処理金に関してはね。

ただ、ここへ関連してくる新町農道の、きょう来ていただいんのは、新町農道の土地、そのものの契約や金がどういういきさつでどういうふうに出たかということ、あなたに聞きたいわけや。いわく、この報告書の中では、あなた知らんと思っけども、これは後でちゃんと、あなたに関係することやから見はたらええと思っますけども、契約書そのものはあなたに頼まれて、あなたが指示して、岡本さんにあなたが頼んで、頼んだから私が、私は契約書をあなたからもらって、そして、あなたが先ほどおっしゃったように、新町の区長さんとか、そんな面識ないから、私はあなたに頼まれて判こをもらいに行った、判こだけもらいに行ったと、こういうことを言うてはるんですけど、あなたがこれ、作成したんですか。契

約書を作成したんですか。

河合証人 土地の売買契約書は、先ほどから言うてますように、芝君が岡本さんから依頼を受けて、依頼っていうんですか、要求をされて、それで再三にわたって芝君は拒んでたと思います。しかし、芝君も最終的には、もともと要職にある人であったし、新庄町の助役さんも副市長もされた方でしたんで、拒みきれずに、要は恐らく契約書をつくったということです。それを持って岡本さんが、要は取りに来られたと。その取りに来られたタイミングのときに、恐らく誰かが見てるということを経験から私は聞いてました。だから、それ以外の、契約以外の諸書類関係については、私は全然要はタッチをしてないし、ただそれをほんで岡本さんの方に渡したという記憶もないし、事実そういうことはありません。

下村委員長 西川委員。

西川委員 一切してないということですね。

それと、これ、先ほどからずっと聞いてるんですけども、この新町農道の、こんな無償やとわかってるのに何で鑑定士入ったんか、僕はようわかりませんけれども、勝田不動産鑑定士というお名前が出てくるんですよ。それで、ここにまたその人がしましたみたいなことをきょう出てきたんですけども、この勝田不動産鑑定士から河合さんの方に、河合さんから岡本さんに、勝田不動産鑑定士から鑑定、幾ら幾らやという回答がないという連絡をあなたが、あなたが岡本さんにしたということをおっしゃってるんですけども、あなたが勝田不動産鑑定士いうのんと面識もあるのか。こうおっしゃってるんでね、あなたは電話を受けたことがあんのか、面識があんのか、どちらですか。

河合証人 勝田不動産鑑定士というのは、私は知りません。面識もありません。それと、要はその勝田さんから電話を受けて、それを岡本さんに後から何か回答がないとかどうのこの、今おっしゃってたけども、そんな話をしたことがないし。

下村委員長 西川委員。

西川委員 それで、ここが肝心なところなんです、次ね。先ほどのところにちょっと戻るんですけども、この前の生野参考人が来られたときに、この1億8,000万余りのこの未処理金というか、裏金というか、このことで岡本さんのおうちへ、家へ寄ったのが平成25年か平成26年に寄ったと、こういうふうにおっしゃってるんです。先ほどおっしゃったように、このお金どないしょうか、どうしようかということで寄ったと、こういうふうにおっしゃってるんです。

それで、去年、平成29年に、僕が12月の議会中やったか、このお金があるということを議員の協議会で言うたわけです。それはいろいろありましたよ。そやけれども、何を聞きたいかいうと、岡本さんところへこのお金のことで、1億8,000万円のお金のことで、何回岡本さんところへ寄って、どんな内容やったかということ覚えておられる限りおっしゃってほしいねんけれども。

僕は、生野さんのあれを見ると、選挙前やったか、去年の市議員選挙前か。市議員選挙の前に寄ったというふう聞いてるんですが、そののところ、何回ぐらい岡本さんところへ寄ったんですか。

河合証人 私は、岡本さんの自宅に寄せていただいたのは2回やったと思います。それは、1回はあ

くまでも平成25年ごろであったというふうに私は記憶しています。もう1回は、平成29年ぐらいたったというふうに私は記憶しとるんです。この記憶が、記憶は記憶ですので、曖昧なところがあるかもわかりませんが、私はその2回。

ただ、そのときには、先ほどから言いましたように、未処理金をどういうふうにして、要は処理できるかということについて、それをその時点で相談されたって、私自身が要は発言もさせてもらえないので、要はほんならどんな形にしたらええやろということ、要はそのときに話いうか、相談してるんです。

ただしやけども、そのときに相談してんねけども、実際、要はほんならこうしようという結論が出ない。最終的には、要は、またちょっといろいろ知恵を入れて、要はどうにか、何らかの形ででもという話その時点にあります。だから、その平成29年のときは、生野元収入役さんがおっしゃってたように、ふるさと納税で要は返却というんですか、もとへ戻したらどうやねんとかいう話とかは、それは要は岡本さんの自宅へ寄せていただいたときに、そういう話は出てたということです。

下村委員長 西川委員。

西川委員 そうすると、その2回寄ったときには、新町農道にこれこれのお金で出すというふうな話は出てないんですね。

河合証人 私は新町農道にかかわっては、要はこの金を使わせてくれとかいう話とかは、そんな話自身も要は岡本さんから聞いたことないですし、私自身が、要は、ほなそんな話をしたんかいうたら、そんなことを言うてるわけでもなんでもなし。だから、それ以外のことは、あくまでもその新町の農道にかかわっての話はなかったと。

下村委員長 西川委員。

西川委員 そうすると、あなたの記憶の中では、平成25年と平成29年に寄ったと、そのときにはこういう話は出てないと、こういう記憶ですね。記憶やからどうのと。

これが、ここでおっしゃってるのは、後日という言い方やけども、ずっと後日というのは、大体いつごろかというのは想像つくわけです。ここの何年何月いうのんがね。想像つくわけですよ。それが、そして後日、岡本さんの家で吉川元市長、生野名興さん、河合さん、岡本さんの4名で協議し、その場で河合さんから、本件農道の取得は約500万円程度必要になること等が説明された。それで岡本さんら4名としては、これは十分に公共性が認められるものであると考えられるが、直ちに予算をつけるのは難しい面もあるので、本件未処理金の支出もやむを得ないだろうという結論に達したと、こういうふうに言われてるんですよ。これを、そして後日というのんが、これは推察すると、それを相談せんなんのんが出金するということですから、平成27年2月の末か1月かに寄ったということなんです、岡本さんとこへ。そんな記憶ありますか。

河合証人 ありません。

下村委員長 西川委員。

西川委員 それで、これもほんまようわからん。この契約書類、これ、偽証罪にかかる可能性もあるんでね。契約書類を、契約書類ですよ、この印鑑押した契約書類。これを北田さん初めとす

る関係者に押印をいただいた書類を、河合さんから預かった書類を河合さんに返却してま
すと言うてはるんですよ。あな、受け取ったんですか。

河合証人 受け取ってません。

下村委員長 西川委員。

西川委員 それで、もう一つ確認しときます。この領収書いうのも最近出てきたんですけどね。百条
委員会に。この領収書は何で最近出てきたか知りませんが、もっと早う出しゃあええのに。
あなたが、河合さんが、あなたが岡本さんに保管しといてくれて頼まれたから、領収書、わ
し、保管してましたって言うてはるんですが、あなた、頼んだんですか。

河合証人 さっきから言うてましたように、その四百何万の支出のその事実というのが、あくまでも
私は今年になってからしかわからないんです。だから、その領収書をその当時に保管しとい
てくれとかいう話自身すらが、そもそも私は思います。

下村委員長 西川委員。

西川委員 ちょっとご足労ですけどね、僕としては、これ、8月20日に出てこられて、きっちり精
査してちゃんと読んでないんでね、ちょっとまたいろいろお聞きすることが河合さんには出
てくると思いますねけれども、ほかの人にもね。ここで上げられてる、はっきり言うてあな
たには関係ないか知らん、いや物すごく関係あるんですよ、これ。これ、公金かどうか、公
金かって聞いたら、いやあつて言わはるし、ほいで、いやこれは公のために使てんやからど
うのこうのおっしゃるから、それ公金でつか言うたら、いや公金ではないと、ようわけわか
らんこと言わはるからね。

せやけれども、これ、後日どんな金かはっきり百条委員会でしますよ。せやけれども、今
言いましたように、吉川元市長、生野さん、河合さん、この了解をもうてこの500万円の支
出をしたと岡本さんが言うてはるから、これ、大事なとこなんでね。これ、はっきりささん
と。こういうふうなことだけははっきりささないかんので、また後日、また委員長ともあ
れして、しっかりと追及していかなあかんと、こういうふう思うてますのでね。こんな言
うた、言わんの水かけ論では、私、おきませんよ。

下村委員長 また、後日、この件では、委員会になると思いますけれども、また来ていただいて、質
問する場が出てくる可能性がありますんで、そこのところはご理解いただきたいと思ひます。
ほかにございせんか。

増田委員。

増田委員 ご苦勞さんでございませう。この未処理金と言われる1億8,000万円のお金でございませうけ
れども、立場上といひませうか、そのときの立場上でいろいろと河合さんもこの今後のあり方、
方法について議論をされた1人ということで協議をされてるわけでございませうけれども、ま
ず、この未処理金が公金であるというご認識はございませうでしょうか。

河合証人 私は公金だと思ひてませう。

下村委員長 増田委員。

増田委員 それでは、その入出金について、その忍海支店の口座に預けられてた期間の岡本さんが管
理しておられた入出金の状況は、金融機関の協力によって、調査によって、今、議論されて

るように、数回の出金がなされておったという事実が確認できました。この入出金の、新町の農道以外も複数ございますけれども、こういう出金の内容について、河合さんとして、この運用方法が正しいと思われてますでしょうか。

河合証人 私としては、そういうのは本来はそんなところから出すもんでもないと思います。昔っていうたらまた具合悪い話になるんかわかりませんが、そういうときはそういうような形でされたのかもわかりません。それは、そこまで私はわかりませんが、ただ、今そういうのはできないのが本来。

増田委員 ありがとうございます。

下村委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 どうも長時間にわたりまして、お疲れのことと思いますけど、もうしばらくの間、ちょっとご協力をよろしく願いいたします。

ちょっと確認なんですけれども、この農道以前のことなんかちょっと出てますので、あれなんです、生野名興さんが名義を一本化された、各課にある通帳の名義を一本化された、その年が平成12年というふうにおっしゃったように私は聞こえたんですが、それは間違いないですか。というのは、生野名興さんからは平成8年というふうに聞きましたもんですから、委員会としては、平成8年ごろをいろいろと当たってたもんですから、ちょっとこの年についてお伺いしたいんです。

河合証人 平成8年というのは、恐らく収入役さん自身が、どういうんですか、そういう作業をされたというんですかね、1つにまとめる作業をされたんかわかりませんが、ほんで、僕らは平成12年に、要は私が平成12年に生野元収入役さんが、こういう金融機関のものを1つにしたんやと、それを確認してくれという話が出てくるんですね。それを確認するって何を確認するのかいうたら、その数字を確認するだけであって、どこの金融機関のものを1つにしたということだけの確認だけだったんですけど。そんなん、もうその当時のことですので、もう記憶がもう定かでないんですけども、恐らくそこで一本化したということであって、最終的には平成12年であったんじゃないかなと。これはあくまでも、私も記憶がちょっともう何十年前の話ですので、そこまではちょっとご承知おきいただきたいと思います。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 新町農道の件について、二、三お伺いいたします。1つは、地元から要望があったと、区長からですね。それは面識はないけれども、地元から要望があったことは聞いておられたと。そのときに有償にしてほしいという話もあるということはお存じだったと思うんですが、そこら辺は、地元の要望の中で有償にしてほしいということをお伺いしたようなことがあったのかどうか、このことをお伺いします。

河合証人 それは芝君が、あれは課長補佐であったと思いますけども、それで芝君が、新町の区長さんの方、恐らく現場であったんじゃないかなと思うんですが、そのときに区長さんの方からどうかならないかという話は芝君の方にあつたようです。ただ、そのときには、そんなん無理ですよという話で断つたという、そういう話は、私、芝君の方から聞いてるんです。

谷原委員 つまり、報告を受けたということですね。

続いて、この金額を実際に、金額というより契約書がつくられるわけでありましてけれども、それを具体的に金額とか、あるいは地番とか、面積も、提供する面積まで入った、もうあと判こをつけば契約書になるというものを、地権者の名前も含めて、山下市長の名前も含めて、言うたら契約書がつくられたわけです。あと捺印すれば、それで発効するというものをですね。その芝さんがつくられたときに、その内容について、河合部長として、それは把握されておられましたか。

河合証人 契約内容等については、私は契約書自身を見ていませんので、ほんで、その中身自身も、要は私自身、その芝君の方から聞いてるわけではありませんので、ちょっとその点まではわかりません。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 それで、これ、私たち真相究明する上で、なかなか明らかにならないことがありましてね。それは、契約書が実際に役所の中で見つかったわけですね。市長公印もつかれて、それから2名の地権者の方の捺印もあると。だから、誰かが、これは芝さんがつくったというのははっきりしてるんですけども、誰かがそれを地権者のところへ持って行って、それが誰かのところに、地権者のところにその契約書を誰かが持って行って、捺印をしてもらって、それで捺印してもらったものをまた役所に返してるということなんですね。

これは岡本さんの話だと、これは河合さんから契約書をもらったというふうになってるんです。それで、地権者のところへ捺印を求めに行ったという話になってるんですね。午前中の話でも。芝さんの話だとね、いや、これは契約書を岡本さんに直接渡したという話になってるんです。食い違っているわけです。それを、実際に捺印を求められて、役所の方にそれが実際にファイルされたわけでありましてけれども、つまり、そのときに誰が受け取ったか。つまり、地元の地権者から捺印されたその2通の、それぞれの方の2通の契約書が役所で誰か受け取ってるわけなんですね。

実はこれが、芝さんのお話だと、机の上に置いてあったという話なんです。つまり、受取人がはっきりしてない。岡本さんの話だと、これは河合さんに私は渡しましたということをお午前中おっしゃったんですね。ここでもちょっと食い違いがあります。この足取りがきちっとしてないというのが、これは非常に具体的な事実でありますから、これを確定しないことには、この真相はなかなか明らかにならないということなんですね。

先ほどの芝さんのお話の中には、誰かはわからないけれども机の上に置いてある。中身見ました。確かに地権者の判こがついてありました。これについては池原部長のところに報告しましたというふうな話が出てくるんです。つまり、だから池原さんも確認してるはずなんです。当然、河合さんも、これは重要なことですから。実際に無償提供であるべきはずの農道の売買契約が、金額も入ったほんまの正式の契約書として出てきたわけですから。そのときに、そういうお話、聞いておられたのかどうか、それから何か対応されたのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

河合証人 今おっしゃってるのは、一番最後の土地の売買契約書が出てきた、そのときのことを言わ

れてるんですかね。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 売買契約が出てきたのではなくて、実際に岡本さんが、これ、平成27年1月か2月かですか、そのころに行かれた。ほんでそれを役所に返してるわけです。役所に戻ってるわけです。それからまた市長公印をついたものの写しが、これがまた地権者に渡されてるわけです。だから、そのときの話をお伺いしてるんです。

河合証人 私は知りませんね。それは知らないです。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 知らないというのは、そういう契約書が役所に戻ってきて、それが、それは芝さんがそういうふうにおっしゃってるのでね、それはそれぞれの突き合わせしていかなければいけないことなんですけれども、そういうものが戻ってきて、それをファイルしたということなんです。そのファイルする前に上司に伝えたというふうにおっしゃってるので、それを確認したいんです。

河合証人 私は、その点はちょっと報告は受けてなかったんじゃないかなと思います。それはね。ただ、要は戻ってきたという話は、それは後で、最近になってそういう話を聞きます。要は、私の机の上に置いたってんと、契約書の完了したものが置いてたという話は聞きました。それは最近になって、私は芝君の方から聞いてます。だから、それを要は知らなかったとは言いませんけども、あくまでも芝君の方が、戻ってきたら机の上に置いてましたという話は、それは聞いてます。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 実際には、これ、非常に重要な問題ですから、契約書ですからね。芝さんも確認されてるわけですね。だから、そのことについて報告はなかったということですね。はい、わかりました。この契約書の件については、これで終わっておきます。

もう一つ、お金の支出のことなんです。これは、先ほどからありますけれども、この未処理金について、これは本当にご苦労だったと思いますけれども、その存在が明らかになって、河合さんが合併時、この問題について自分の中でそれを引き継ぐというわけでもないですけど、その存在を知って、そこにかかわりを持たなければならなかったということは、僕は大変なことだったと思うんですけれども、そのときに常に出てくるのは、この4人でということが出てくるんです。岡本さんの話ですね。

これにつきましては、私は委員長にもお願いしたいんですが、吉川元市長、この方の確認を求めないと、要はそれぞれの言い分が違ってくるので、やっぱり客観的に第三者とかいうことが要ろうかと思しますので、ぜひ吉川元市長に対する確認もできるような形で、どんな形であるかは別として、ぜひそれは行っていただきたいと思うんです。そのときに、先ほどから出てますように、この新町農道のことについてはお金を出したということについては、相談したということをお岡本さんの方で答弁があつて、河合さんの方ではないということなので、これについてはぜひ、この4人で相談があつたかどうかは、ほかの方のご意見を聞かなければいけないと思いますので、ぜひその点についてはお願いしたいと思います。

それで、問題は、この当時、河合さんが商工観光部の部長であった、つまり農道関係を担当する農林課、直接には課長とか課長補佐の方、現場の方がやられると思うんですけども、そこでその地位についておられたということと、それから未処理金、この存在もかかわっておられるわけです。ですから、そこでこのお金の支出について、全くこの農道の工事についてお金が支払われたことは一切知らない、その時点で知らなかったとおっしゃるんですけども、全く何の話もなかったのかどうか、もう一度確認させてください。

河合証人 なかったですね、なかったです。

下村委員長 西川委員。

西川委員 これ、はっきり言えるかどうか、河合さん、聞きますけども、この未処理金があるというふうな話が議会でも話題になりますね。それで、今は歳計外という形で葛城市にあるんですけども、入るんですけども、それ以前に、私がこういうお金があるん違うかと言うたときに、相談せないかんねんと、こういうことを誰にしまんねんというふうな話で、吉川元市長やという話が出たんですよ。その話が出たときに、あなた、立ち会うてはるのかどうか知りませんが、あなたが岡本さんと一緒に吉川元市長のところへ行っただけですか。

河合証人 この話が出た後で、要は、明るみに出て、結局その吉川元市長のところに行ってます。ほんで、その話を、事実、そのときに結局、要はこんなお金を使うたという話は、そのときに岡本さんが吉川元市長にしてはりました。

下村委員長 西川委員。

西川委員 こんな金を使うたっていう、ここにあるんですけども、新町農道に対しても支出した、ここへも支出した、平成20年12月のこれ、25万円も支出した、1万3,000円も。それから、こういう支出したというふうな話を岡本さんがそのとき初めて吉川元市長の家でされたというふうに記憶されてるんですか。

河合証人 私はそのように記憶してます。

下村委員長 西川委員。

西川委員 こういうふうなことやからね。今、谷原委員おっしゃったように、未処理金のことに関しては、これは、僕は新町農道に関することやから、吉川元市長のこういうことを出してますけれども、これははっきり未処理金のことに関しては、はっきりとこれからいろんな方に証言していただかないかんわけです。あなたは岡本さんにこういうお金、どうしまんの、こうしまんのっていうふうな、した、その上司いうのは、そのときは生野さんもおっしゃってるように、清村さんがあんなの上司やったわけです。総務課長。その方がそういうことをご存じなわけですか。そうですやろ。それは岡本さんの中には出てけえへんけれども、そのことについては、これからはっきりとさしていきます。

これは今回の話と違いますから、これは農道のことがどういうふうな形で出たかということ今確認した、それがこういう話が出た後、吉川元市長のところへ岡本さんが行かれ、それ、何で行ったかいうと、阿古市長にこのお金を預けるがために尋ねてはるわけですか。そやから、そのときに出たときにあなたが行った、そのときの話は僕は聞いたら、そういうことが初めて出たと、こういうことですか。そんでよろしいな。

河合証人 はい。

下村委員長 それでよろしいですね。

ほかに。

谷原委員。

谷原委員 先ほど聞いたところでありますけれども、この未処理金のお金が、その未処理金の方からこの新町農道にお金を払いたいと、払うということについては、全く知らなかったと、全く知らなかったということでもいいんですかということ、知らないとおっしゃったんですが、先ほどの委員長からの質問の中には、平成27年1月末ごろ、岡本吉司さんに、新町の農道敷地の所有者に岡本吉司さんが管理してた未処理金から代金を払えないだろうかという相談はしていませんかと、ありませんかということで質問があったんです。そのときに、いや、お金を使おうと岡本さんの方から言ってきたと。それについて自分は決められる立場ではないというふうにおっしゃってたんですね。だから、そこはですね、ちょっと記憶違いなのか、矛盾してるように思うんです。実際には、この平成27年1月末ごろに、岡本さんの方からこれは使おうというふうな話があったということなんです。それについても一度、ここでちょっと確かめておきたいんです。

河合証人 岡本さんの方から、要は、その未処理金からというんか、そのお金を使おうかという話を、それはしはったと思います。それでもって、実際、そこから金を出すという事実というのは私は知らないということなんです。

以上です。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 この件につきましては、部長として直接担当されてるところの工事ですよ。それが、契約書は芝さんが実際つくったと言ってしまった。そこでお金についても、そういう形で出たと、話がですね。それに対して、これはおかしいというふうには感じられませんでしたか。

河合証人 だから、あくまでも芝君の方は、基本的にはその、要は契約書自身は見本やねんという話、それをお渡ししましたよという話を聞いたんで、そんなんあったら、余りそんな重きにおくようなもんでないなというように私は感じたんです。そういうことなんです。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 それだけだったらそうですね。でも、岡本さんから実際にあそこで未処理金のお金を使おうやという話が出てくるということですよ。だから、そのときに具体性を帯びてきますわな。契約書があり、実際そこでお金を使おうという話があったということですからね。だから、そのことでどうお考えなのかという、この2つがありますからね。その点についてどうお考えだったのかということをお聞きしたいんですよ。

河合証人 おっしゃってる意味が、ちょっと僕、ちょっと理解できないんで。

下村委員長 谷原委員、まだありますか。よろしいですか。

ちょっときょうは警報が先ほどからもう2回も鳴っておりますし、もう時間的に6時ということもありますし、できるだけ、先ほども言ってたんですけれども、質問も短くしていただきたいような願いはしてたんですけれども、もうほかになければ。

副委員長。

西井副委員長 本日はご苦労さんでございます。いろいろ議論の中で、未処理金、未処理金という話で進められておられますが、4名が岡本さん宅で2回集まったり、また、今年ですか、吉川元市長のところ集まられとる、多分未処理金とかいう名前使われてなかったんじゃないか。実際、どのようなお金という意味合いで、やっぱりあのお金どないしょうとか、例えばどういふ言い方されてたんかというのは、当然この旧町時代における未処理金というのは百条委員会で設置した名前であって、そんな名前使われてなかったんやろうと。都合によったら、悪く解釈したら、あの裏金とかいうことも考えられる。そのような発言で、どのような発言でまた公金やとか、どのような発言されてたんか、ちょっとそれをまず聞かせてもらいたいと思います。

河合証人 実際、どんなお金という、例えば裏金であったとか、そんな話も何もなかったと思います。それはあくまでもお金やということぐらいしか記憶はないですね。裏金っていうような表現をされたこともなかったように思いますね。

下村委員長 西井副委員長。

西井副委員長 先ほど答弁されていて、一応これはまあ旧町時代の公金ではなかったんかということで、河合さんの判断で先ほど申されたと思いますが、例えば、その中から言ったのは、そのときには知らなかったということやから、実際、その旧町時代の公金としたら、新町の事業及び25万円の支出、27万円の支出、1万3,000円の支出が、4名で相談して決めれるお金かどうかという判断は、河合証人、どのように思われますか。

河合証人 私自身は決められる立場でないと思っています。だから、それ以外の方が、そのおのおの、要は、どういうんですか、客観的に要はどういう判断をされるのか、いやそれはあくまでも3人で要は協議しても、それで上は3人が、先ほどから言うてはるように、その公共性とかどうのこうのとかいう話でもって、要は出して、そんでええやんという話であれば、それはそれで出されたんであろうと思いますけども、私自身はそこまで入る余地がありませんので、ただ、あくまでも、どういうんですか、存在を知ってたというだけであって。

実際、ほんなら今のそのお金自身、ほったら使えるのかという話になると、それは無理な話。だから、今おっしゃってるように、その1万円のお金、1万何ぼあったんか、ちょっとわかりませんが、そういうお金があくまでもそんなところから支出できんのかというたら、恐らくそんなんはできるものではないというように私は思います。ほかの方はどういふように考えられてんのかは、それはわかりません。

下村委員長 西井副委員長。

西井副委員長 ありがとうございます。4名の方の中で、4名の判断は個々に違うやろうということで、河合証人の判断としては、そのような答えをいただいたということで、まだまだいろいろ聞きたいことはあるわけでございますが、時間も時間やし、また警報も出てるということで、この辺で私の質問は、簡単ではございますが終わらせていただきます。どうもご苦労さんございました。

下村委員長 ほかにございませんね。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようでしたら、以上で証人、河合良則さんに対する尋問は全て終了いたしました。
証人におかれましては、ここでご退席をいただいて結構でございます。長時間にわたり、まことにありがとうございました。

(河合証人退室)

下村委員長 本日の調査案件は以上であります。
ここで委員外議員から発言の申し出があれば許可いたします。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。
本当に朝から長時間にわたり、未処理金調査特別委員会、開会いたしましたところ、本当に熱心なご意見を頂戴いたしましてありがとうございます。またあすもということになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。
ただ、台風がちょっと気になるところでございますけれども、よろしくお願い申し上げますのと、これ、終了後にまた協議会ということになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

これをもって旧町時代における未処理金調査特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後6時04分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

旧町時代における未処理金調査特別委員会委員長

下 村 正 樹